

資料 A

平成 30 年度
政治資金監査実務に関する
フォローアップ研修資料
(実務向上研修)

政治資金適正化委員会

(目 次)

1 政治資金監査の質の向上について 1
(1) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等 1
(2) 政治資金監査において実際に見られた誤りの事例 5
2 政治資金監査に関するQ & Aの追加について 10
3 政治資金監査のポイント 13
(1) 政治資金監査の概要 13
(2) 政治資金監査の具体的な方法等 18
(3) 政治資金監査の実施のポイント 20
(4) 政治資金監査報告書の作成のポイント 60
(5) 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項 78
(6) 適確な政治資金監査を行っていただくために 79
4 演習問題 80
(1) 選択問題 80
(2) 記述問題 85
(3) 事例演習 87
5 資料 122
(1) 政治資金監査チェックリスト、 政治資金監査報告書チェックリスト 122
(2) 会計帳簿・収支報告書作成ソフトの紹介 133
(3) 支出項目の分類基準 136
(4) 収支報告書等の記載方法について (クレジットカードを利用した場合) 139
(5) 政治資金監査報告書記載例一覧 146
(6) 平成28年分政治資金収支報告の概要 149
(7) 政治資金適正化委員会ホームページ 150

1 政治資金監査の質の向上について

(1) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等

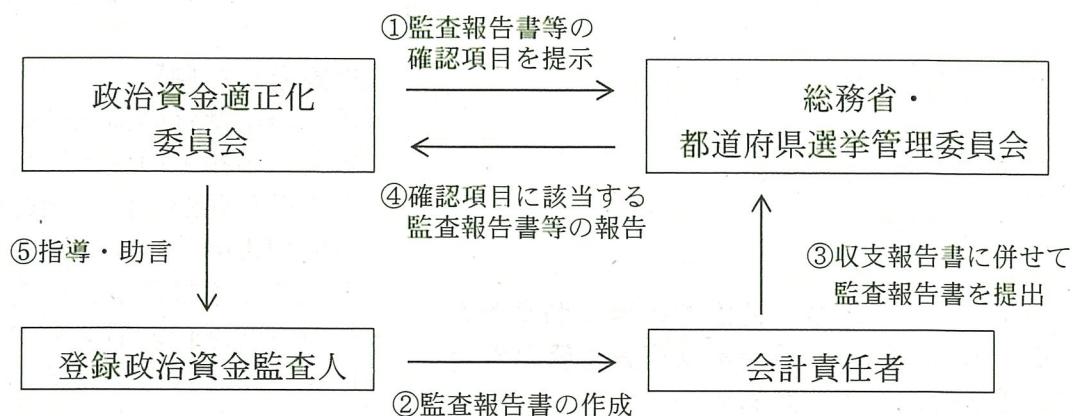
①経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

②個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



ア 取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

イ 個別の指導・助言の手法

対象となった登録政治資金監査人に対して文書を送付。

ウ 確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)	<p>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</p> <p>形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの</p> <p>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</p> <p>最初の受付時点で該当するもの</p>	<p><u>平成26年分から</u></p> <p>該当するものは全て対象とした。</p>
確認項目以外 (任意報告)	ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの	<p><u>平成27年分から</u></p> <p>委員会において個別に対応を判断。</p> <p>【対象とした例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（「年」の記載誤り） ・同一の登録政治資金監査人について、2年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。など <p>【上記以外に報告のあった例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号が誤っていた。 ・政治資金監査報告書上で書類名が間違っていた。

③ 平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施状況等

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の総数は46人、総件数は71件
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、追加研修への参加を呼びかけ

ア 個別の指導・助言の実施の内訳(平成29年報告分総数)

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 (【】は平成27年分)	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (【】は平成27年分)
ア 政治資金監査報告書に係るもの	14人 【3人】	30件 【5件】 (1.1%) 【0.2%】
イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	38人 【46人】	45件 【56件】 (1.6%) 【2.0%】
計	52人 【49人】	75件 【61件】
純計	46人 【48人】	71件 【60件】 (2.6%) 【2.2%】

注1 上記の平成29年報告分総数とは、平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

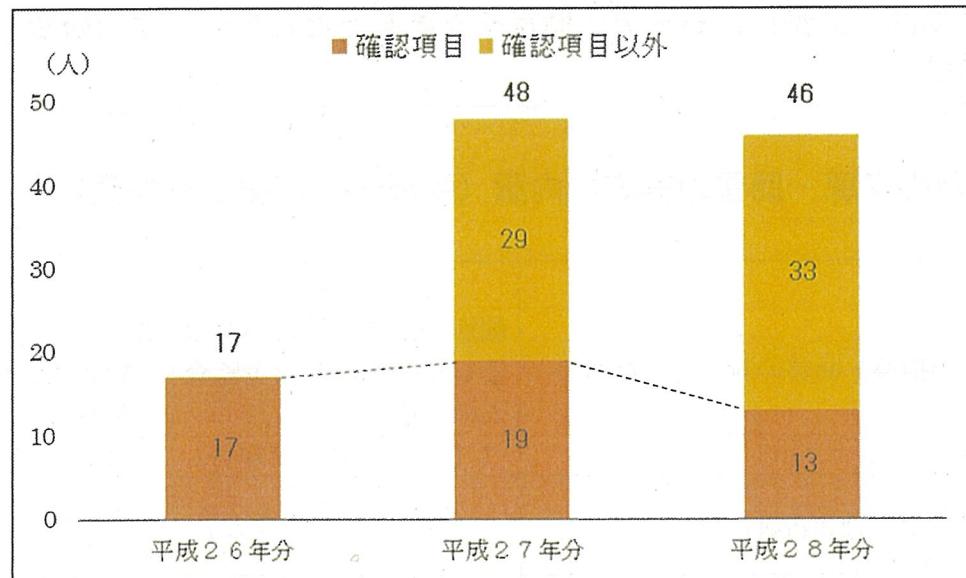
- 2 【】内の数値は、前回の平成27年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。
- 3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- 4 比率については、次の算式により算出している。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある
政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (71件) 【60件】

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分収支報告書(定期分)の件数
(2,734件) 【2,786件】

イ 個別の指導・助言の対象者数の推移

平成26年分からの3年間における個別の指導・助言の対象者数の推移は、次のとおりとなっている。



- 注1 上記グラフは、都道府県選挙管理委員会等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。
- 2 平成26年分については、当委員会から示した「確認項目」に該当するもののみを個別の指導・助言の対象としていたが、平成27年分の取組から、都道府県選管等より任意で報告のあったもの（「確認項目以外」）についても個別の指導・助言の対象とするなど、対象範囲を拡充している。

(2) 政治資金監査において実際に見られた誤りの事例

① 個別の指導・助言の対象となった誤りの事例の代表的なもの

- ・ (都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書上で金額の不整合があった。
- ・ (都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。
- ・ (都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書と領収書等の写しとで、年の不整合があった。
- ・ (都道府県選管の最初の受付時に) 対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
- ・ 同一の登録政治資金監査人について、2か年分連續で同一又は異なる事例の報告があった。
- ・ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

② 上記1のほか、各選管から報告のあったもの

(うち、政治資金監査報告書に関するもの)

- ・ 政治資金監査報告書の本文中で政治団体名の記載不備があった（異なる政治団体の名称が記載されていた等）。
- ・ 「1 監査の概要」(1) で監査対象期間が「平成27年」、「平成29年」等となっていた（本来は「平成28年」であるべき）。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった（支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等）。

(うち、収支報告書に関するもの)

- ・ 収支報告書と領収書等の写しとで、月日や支出の目的の不整合があった。
- ・ 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- ・ 収支報告書上で氏名、住所の記載不備（記載漏れ等）があった。

★これらは、「政治資金監査チェックリスト」や「政治資金監査報告書チェックリスト」を活用いただくことにより、防ぐことができると考えられます。

政治資金監査において実際に見られた誤りの事例

※以下に示すイメージは、資料用に事務局が作成したものです。

収支報告書上で金額の不整合があったもの

(その14)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			6. その他の事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
郵送料	12,300	平成28年2月25日	○○郵便(株)	東京都○○区1-1-1		
郵送料	10,660	平成28年3月26日	○○郵便(株)	東京都○○区1-1-1		
郵送料	4,100	平成28年4月27日	○○郵便(株)	東京都○○区1-1-1		
看板代	54,000	平成28年8月29日	(有)△△印刷	東京都△△△市5-3		
郵送料	52,000	平成28年9月1日	○○郵便(株)	東京都○○区1-1-1		
印刷代	540,000	平成28年9月30日	(有)△△印刷	東京都△△△市5-3		
会場借り上げ費	216,000	平成28年10月30日	□□ホテル	東京都□□区2-1		
この頁の小計	886,960					
その他の支出	7,560					
合計	894,520					

計算誤り（検算をしていない）

（正しくは、「889,060」）

収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったもの

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			2. 光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
電気使用量（12月）	22,139	平成28年1月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（1月）	23,005	平成28年2月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（2月）	22,995	平成28年3月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（3月）	18,555	平成28年4月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（4月）	15,385	平成28年5月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（5月）	16,959	平成28年6月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（6月）	20,582	平成28年7月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（7月）	19,051	平成28年8月16日	○○電力(株)	東京都××区○○1-2-3		
電気使用量（8月）	23,009		○○電力			
電気使用量（9月）	24,558	平成28年10月16日	○○電力			
電気使用量（10月）	21,335	平成28年11月16日	○○電力			
電気使用量（11月）	15,885	平成28年12月16日	○○電力			
この頁の小計	243,458					
その他の支出	0					
合計	243,458					

電気料金等領収証

年月分	28 7	19,501 円
金融機関のお支払期限		8月30日
上記お支払い期限を過ぎた場合のお支払いは、当社の窓口かコンビニエンス・ストアにお願いいたします。		
お支払人氏名	○○ ○○	
お客様番号	00000-000000	
○○電力株式会社	受領 H28.8.16	
東京都××区○○1-2-3	△△銀行	
☎03-0000-0000	金融機関等受領印	

領収書の金額の転記誤り

「19,501円」
「19,051円」

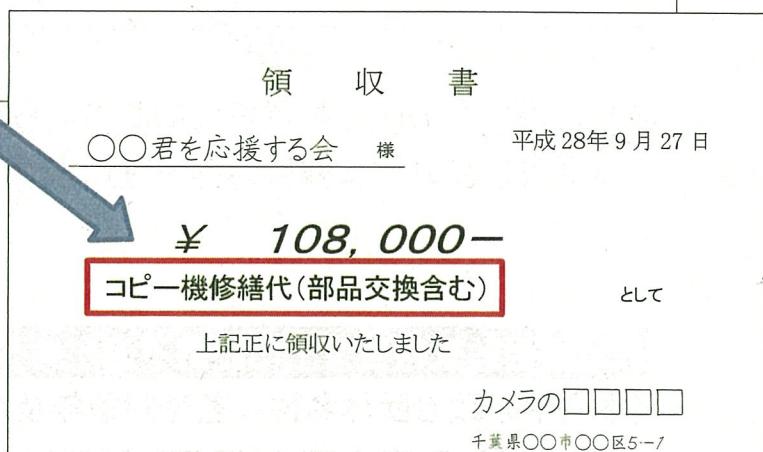
の違いを見落とし

収支報告書と領収書等の写しとで支出の目的に不整合があったもの

(その15)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
封筒代	10,800	平成28年2月25日	○○文具店(株)	東京都○○区1-1-1	
雑誌代	16,200	平成28年3月26日	○○書店	東京都○○区3-2-1	
テレビ代	108,000	平成28年9月27日	カメラの□□□□	千葉県○○市○○区5-1	
コピー用紙代	12,960	平成28年10月28日	○○文具店(株)	東京都○○区1-1-1	
トナーデ	21,600	平成28年10月28日	○○文具店(株)	東京都○○区1-1-1	
この 頁 の 小 計	170,645				
その他の支出	7,560				
合 計	177,645				

支出の目的の不整合

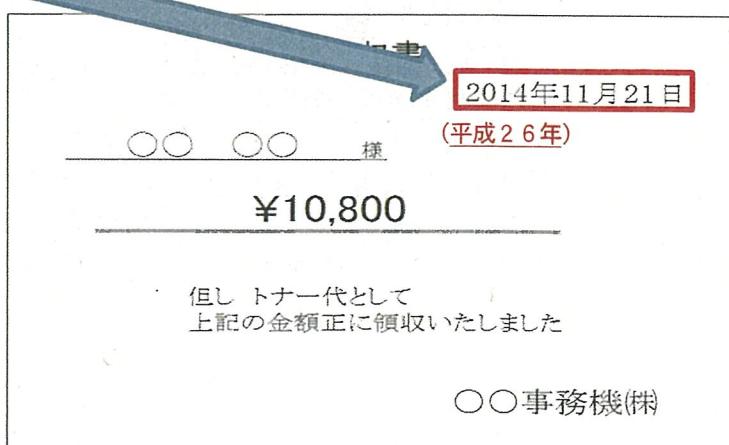


対象年以外の年月日の領収書の写しを添付していたもの（後に当該支出を削除）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
机代	64,800	平成28年10月16日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
椅子代	32,400	平成28年10月16日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
トナーデ	10,800	平成28年11月20日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
トナーデ	10,800	平成28年11月21日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
コピー用紙代	12,960	平成28年11月28日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
トナーデ	10,800	平成28年12月23日	○○事務機(株)	東京都××区△△1-1	
この 頁 の 小 計	142,560				
その他の支出	0				
合 計	142,560				

**政治資金監査対象年以外の
領収書が混在している**



徴難明細書の記載が不適正なもの

(領収書等の紛失を徴難事情としていたもの)

第1.5号様式（第9条関係）

領収書等を繳し、難かつた支出の明細書

領収書等の亡失は、徴難事情には当たらない。

この場合、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求める。

政治資金監査報告書上に記載不備があったもの

(本文中の政治団体名称、監査対象年及び根拠条文の記載誤り)

政治資金監査報告書

平成29年5月10日

○田△男君を応援する会
代表 ○田△男 殿

本文中の政治団体名称が誤っている。

監査の概要

1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
 総務太郎政治経済研究会の平成27年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書
 のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、
 明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書
 に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）に
 ついて、支出に関する政治資金監査を行った。

本文中の監査対象年が誤っている。
 (正しくは平成28年)

根拠条文が誤っている。
 (定期分の場合は第12条)

(以下略)

政治資金監査報告書上で矛盾した記載があったもの

政治資金監査報告書

(中略)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

(後略)

(1)、(3)と(4)で記載が矛盾している。

(1)と(3)で、領収書等を徵し難かった支出の明細書等が保存(表示)されているとしながら、(4)で存在しなかったとしている。

2 政治資金監査に関するQ & Aの追加について

○ 所得税等を徴収（天引き）した場合の会計帳簿の記載方法

（趣旨）

国會議員関係政治団体が職員に給与等を支払う際には、各法律上、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等に係る会計帳簿への記載方法について、登録政治資金監査人から政治資金適正化委員会事務局に対して問い合わせがあった場合は、政治団体の判断により、下記の方法等により記載することとなると政治資金適正化委員会事務局は回答している。（政治資金監査報酬に係る源泉所得税についても同様）

- ① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。
- ② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。

当該記載方法については個別に回答してきたところであるが、同旨の問い合わせが度々寄せられていることから、以下のとおり政治資金監査に関するQ&Aを追加したもの。

【追加するQ & A】

V-47 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法	
Q	政治団体が職員に給与等を支払う際には、政治団体は、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等について、会計帳簿にはどのように記載すべきか。
A	<p>政治団体の判断により、以下の方法等により各政治団体の実態に即した形で記載することとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。 ② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。

※ 政治資金監査に関するQ&A（平成29年7月5日最終更新）の全体版は、以下の政治資金適正化委員会のホームページからダウンロードできます。

URL : http://www.soumu.go.jp/main_content/000421862.pdf

<参考>

上記①又は②のそれぞれの会計帳簿への具体的な記載方法及び政治資金監査における確認方法としては、以下のとおりとなる。

具体例

政治団体が、1月16日に職員に給与20万円を支払い、そのうち所得税及び復興特別所得税分1万円、健康保険料等2万円について徴収（天引き）した。

健康保険料等2万円については1月31日に、所得税1万円については2月10日に、それぞれ納付した。

※ 金額は例であり、実際の所得税や健康保険料等の額とは異なる。

【①の場合】**会計帳簿への記載方法****支出簿**

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた 者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (1) 人件費	給料	170,000	H29.1.16	○○ ○○ (政治団体の職員名)	東京都○○区○○町 ○○番地
	健康保険料等 (職員負担分)	20,000	H29.1.31	○○社会保険事務所	東京都□□区□□町 □□番地
	所得税 (職員負担分)	10,000	H29.2.10	○○税務署	東京都××区××町 ××番地

領 収 書

△△△△（国会議員関係政治団体名）様

￥170,000-

ただし、○月分給与として

※上記金額のほか、所得税、復興特別所得税及び健康保険料が貴団体により徴収されております。

上記の金額を領収いたしました。

平成29年1月16日

住所 東京都○○区○○町○○番地

氏名 ○○ ○○ (国会議員関係政治団体の職員名) 印

政治資金監査に関するQ & Aの追加

【②の場合】

会計帳簿への記載方法

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた 者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (1) 人件費	給料	200,000	H29.1.16	○○ ○○ (政治団体の職員名)	東京都○○区○○町○ ○番地

領 収 書

△△△△ (国会議員関係政治団体名) 様

￥200,000-

ただし、○月分給与として

※上記金額には、所得税、復興特別所得税及び健康保険料の徴収額
が含まれています。

上記の金額を領収いたしました。

平成29年1月16日

住所 東京都○○区○○町○○番地

氏名 ○○ ○○ (国会議員関係政治団体の職員名) 印

3 政治資金監査のポイント

(1) 政治資金監査の概要

政治資金監査の意義等

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。また、政治資金の収支の状況を明らかにし、これに対する判断は国民に委ね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

政治資金監査制度は、平成18年末から19年にかけて事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月の政治資金規正法の改正により導入されたものである。具体的には、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ外部性を有する登録政治資金監査人が、政治資金規正法や政治資金監査マニュアルに基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、会計帳簿や領収書等の書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する政治資金監査を受けることが義務づけられた。

外部性を有する登録政治資金監査人が政治資金監査を行うことにより、国会議員関係政治団体のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られ、政治資金の使途について、国民が一層判断しやすくなったと考えられる。そういう意味で、政治資金監査は、非常に重要な意義を持つものである。

なお、政治資金監査において、政治資金の使途の妥当性を評価しないこととしているのは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたためである。

政治資金規正法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

政治資金監査に関する研修テキスト P 2 6

政治資金監査の範囲

現行の政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

政治資金監査の基本的性格

- 外部性を有する第三者による監査
- 職業的専門家による監査
- 会計事務に対する外形的・定型的な監査
- 当事者間の相互信頼に基づく監査

政治資金監査の留意事項及び調査方法

一般的な留意事項

- ・政治資金監査制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
- ・公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有さないこと。
- ・予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を実施すること。
- ・正当な理由なく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ・使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行うこと。

調査方法

会計帳簿等から一定数を抽出するのではなく、**全数を調査しなければならない**。

抽出調査の場合、支出内容の不明確な支出が残る。

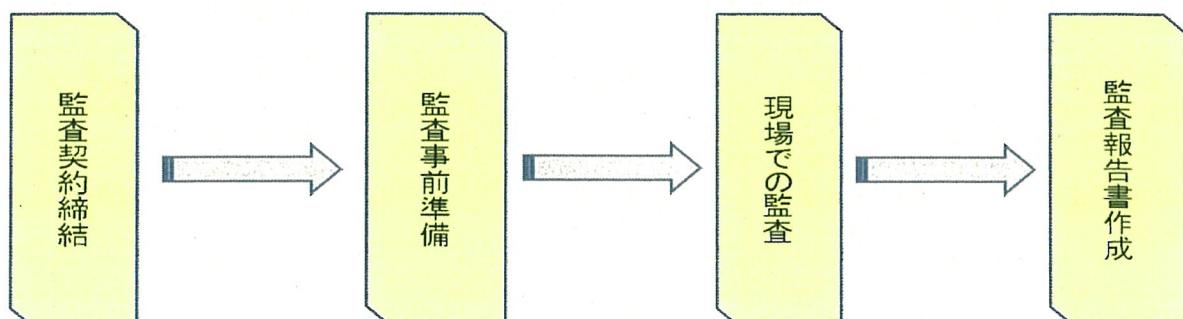
政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の**主たる事務所**で行われなければならない。

会計帳簿等を移動させることによる紛失等の事故防止、活動実態を踏まえた経常経費の確認。

収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、その**現物を確認しなければならない**。

領収書等の改ざん・複写による経費の多重計上等を防止。

政治資金監査の主な流れ



○契約の締結

○業務制限の有無の確認

登録政治資金監査人

○監査日程の協議・決定
○監査実施体制の確認

国会議員関係政治団体

○会計帳簿、領収書等の集約
(収支報告書、会計帳簿等の関係書類を複数の事務所で管理している場合)

○領収書等の整理(項目別・日付順)

○政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施

○政治資金監査チェックリストによる確認

○政治資金監査マニュアルに従って実施した監査の結果を報告

○政治資金監査報告書チェックリストによる確認

業務制限について

登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって的一般的な留意事項の一つに、「登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと」があるが、この「密接な身分関係」とは、政治資金規正法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、以下の「業務制限」に該当する場合をいう。

業務制限の対象となる者

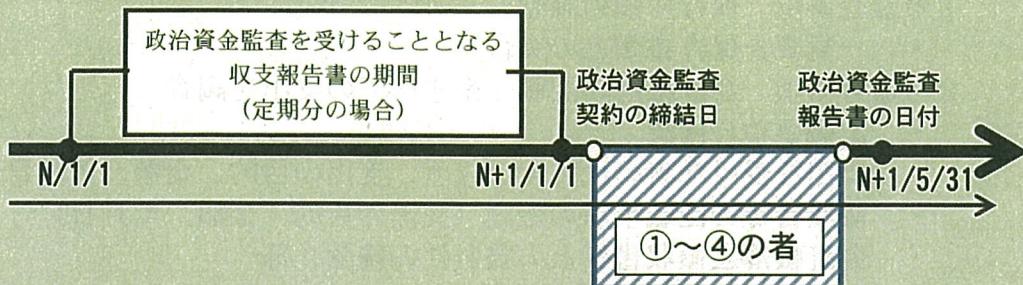
- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- ⑤ 政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から 当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①であった者

業務制限の対象範囲（イメージ）

【①から④の場合】

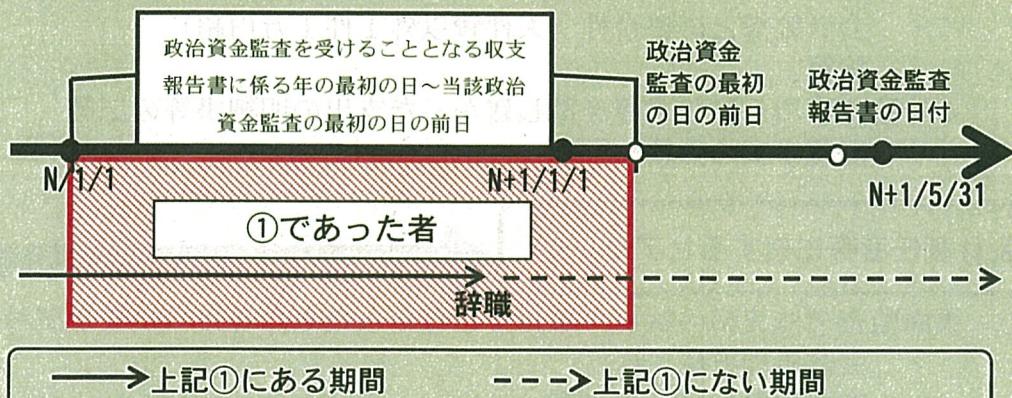
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から④のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者



【⑤の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



(2) 政治資金監査の具体的な方法等

政治資金監査は、政治資金規正法（以下「法」という。）に基づき政治資金適正化委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づいて行われる。

具体的な監査の方法等は、以下のとおり。

書面監査

- 監査の実施場所 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所
- 監査事項
 - 1号監査事項 保存書類の確認
 - ・ 一覧表と保存書類との突合
 - 2号監査事項 会計帳簿の記載 ※すべての支出を調査
 - ・ 記載事項の確認
 - (支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 領収書等の記載事項の確認 (支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 会計帳簿と領収書等との整合性の確認 等
 - 3号監査事項 収支報告書の表示
 - ・ 記載事項の確認
 - (支出総額、支出項目別の金額、人件費以外の支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的、金額、年月日)
 - ・ 会計帳簿との整合性 (人件費以外1件1万円超)
 - ・ 検算
 - 4号監査事項 領収書等を徵し難かった支出の明細書等の記載
 - ・ 記載事項の点検

確認事項の発見・抽出

会計責任者等に対するヒアリング

- 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの等についてヒアリング
 - ・ 会計処理方法
 - ・ 支出項目の区分の分類
 - ・ 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
 - ・ 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
(経常経費、他の政治団体に対する支出、公選法関係など)

政治資金監査報告書の作成

- ・ 基本的な事項
- ・ 監査の概要
- ・ 監査の結果
- ・ 業務制限

政治資金規正法（抄）

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

- 第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。
- 2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
 - 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
 - 三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
 - 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
 - 3 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4～6（略）

【政治資金監査チェックリスト】122ページ参照

監査事項	本資料の該当ページ	チェックリスト番号
○ 1号監査事項 保存書類の確認	20ページ	1～6
○ 2号監査事項 会計帳簿の記載	26ページ	7～20
○ 3号監査事項 収支報告書の表示	40ページ	21～23
○ 4号監査事項 徹難明細書等の記載	48ページ	24～29
○ 会計責任者等に対するヒアリング	56ページ	30～38

【政治資金監査報告書チェックリスト】128ページ参照

監査事項	本資料の該当ページ	チェックリスト番号
○ 基本的な事項	60ページ	1～6
○ 監査の概要	64ページ	7～11
○ 監査の結果（※）	68ページ	12～14
○ 業務制限（※）	76ページ	15

※ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

(3) 政治資金監査の実施のポイント

① 1号監査事項 保存書類の確認

（法第19条の13第2項第1号）

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合する。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては、以下のものが考えられる。

- ・一覧表を作成した日付
- ・一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・保存対象書類の名称及び冊数

【政治資金監査チェックリスト】

チェックリスト
1

【会計帳簿の保存】

会計帳簿の現物が保存されているか。

法第9条第1項において、会計責任者は、会計帳簿を備え、これに政治団体に係るすべての支出に関して支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載する義務が課せられている。

会計帳簿は「収入簿」、「支出簿」、「運用簿」からなり、様式は、政治資金規正法施行規則（以下「規則」という。）別記第13号様式に規定されている。

チェックリスト
2

【明細書の保存】

明細書の現物が保存されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に（会計責任者の請求があるときは直ちに）、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

会計帳簿等の現物

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書



「保存対象書類一覧表」に記載されることが想定される事項

- ・作成した日付
- ・国会議員関係政治団体の名称、会計責任者の氏名
- ・保存対象書類の名称及び冊数

※様式に定めはない。

※実際に作成又は使用した書類を記載する。

※政治資金監査報告書及び収支報告書には添付されない。

(保存対象書類の一覧表の例)

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・会計帳簿 2冊 (①1月～6月分 ②7月～12月分)
※補助簿・日計表を含む。
- ・領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・領収書等を徵し難かった支出の明細書 1通

平成×年×月×日

○○○○ (国会議員関係政治団体名)

会計責任者 ○○ ○○

※上記保存対象書類一覧表は、研修用に事務局が作成したものです。

政治資金監査に関するQ&A (V-2 明細書、V-3 明細書を提出する場合)

Q 政治資金規正法上の明細書とは、どのようなものか。

A (略) 例えば、第三者が政治団体の代表者又は会計責任者と相談し、あるいはこの要請に応じて、自らの支弁をもって当該政治団体のために支出した場合などに明細書を提出することとなり、この場合、会計帳簿の支出簿には明細書に基づく記載がなされ、収入簿には支出簿に記載された金額相当分を第三者からの寄附として記載することとなります。

Q 政治資金規正法第10条第1項に基づき「明細書」を会計責任者に提出しなければならない場合とは、具体的にはどのような場合か。

A 具体的には、例えば、政治団体乙が政治団体甲から甲のパンフレットの配布を依頼され、その費用（切手代等）を負担した場合に、乙は「政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者」に該当し、当該費用についての明細書を甲の会計責任者に提出しなければならず、甲は乙から提出された明細書に基づき、当該費用について会計帳簿や収支報告書に記載し、また、乙は明細書に記載した金額を甲への寄附として記載することとなります。

チェック
リスト
3**【領収書等の保存】**

領収書等の現物が保存されているか。

国会議員関係政治団体に係る支出の手続として、法第11条第1項において、政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならないこととされている。

ただし、これを徴し難い事情があるとき（※）は、この限りでない。

※ 領収書等を徴し難い事情があるときの取扱いについては、政治資金監査チェックリスト4、24、25、35参照。

領収書等の様式は発行者によってまちまちであるが、政治資金規正法上は、①当該支出の目的、②金額、③年月日の3事項が法定の記載事項とされている。

会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りる。

チェック
リスト
4**【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】**

領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。

法第19条の11第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成しなければならないこととされている。

領収書等を徴し難かった支出の明細書の法定記載事項は、法第12条第2項の規定により、①領収書等を徴し難かった事情、②支出の目的、③金額、④年月日とされており、様式は規則別記第15号様式に規定されている。

なお、「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署することとなっている。

また、「支出の項目」欄は、規則別記第14号様式の収支報告書記載要領16の例により分類して記載することとなっている。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領 収 書		年月日
○○後援会様	金額	平成29年5月10日
		金 11,500 円
支出の目的 但し 雑誌代として		
〒○○○-○○○○		
○○県○○市○○		
(株)△△△△		

※上記領収書は、研修用に事務局が作成したものです。

(領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）の例)

領収書等を徵し難かった支出の明細書				
支出の目的		金額	年月日	領収書等を徵し難かった事情
項目	摘要			
事務所費	電話使用料	15,000	平成29年3月3日	口座振替のため
政治団体の名称 ○○○○○ 会計責任者の氏名 ××××				
印				

※上記領収書等を徵し難かった支出の明細書は、研修用に事務局が作成したものです。

チェック
リスト
5**【振込明細書の保存】**

振込明細書の現物が保存されているか。

チェック
リスト
6**【振込明細書に係る支出目的書の保存】**

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。

政治資金監査チェックリスト4の項目で説明したとおり、経費の支出が振込みによる場合は「領収書等を徵し難い事情」に該当するが、振込明細書がある場合は、規則別記第16号様式の「振込明細書に係る支出目的書」を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

「支出の項目」欄は、規則別記第14号様式の収支報告書記載要領16の例により分類して記載することとなっている。「摘要」欄は、例えば、「会場借上費」というように、具体的に記載することとされている。

一般に、振込明細書には支出目的が記載されていないため、支出の目的は、別様で作成した振込明細書に係る支出目的書により確認することとなる。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合又は会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合は、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である（規則第9条第2項、第3項）。

政治資金規正法施行規則（抄）

（領収書等の写しの提出方法等）

第九条（略）

2 法第十二条第二項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十六号様式の文書

二 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し

3 法第十二条第二項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等又は振込明細書の写し（第二項第二号に定める振込明細書の写しを含む。）は、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものとする。

5 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第七条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

(銀行が発行する振込明細書の例①)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替	端末番号	年月日
*****	*****	*****	O.O.O
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
		取引金額	
		¥100,000	
手数料	残高		
¥108	¥XXXXXX		
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 XXXX様			
○○○○様から			

AA銀行

(振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）の例)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	会場借上費
政治団体の名称 ○○○○	

(銀行が発行する振込明細書の例②)

BB銀行ATMご利用明細書		
備品・消耗品費 パソコン		
銀行番号	支店番号	取引年月日
*****	*****	H00.00.00
ご利用口座		
-**-***		
お取引金額		
¥20,000		
手数料	残高	
¥108	¥XXXXXX	
ご案内		
AA銀行○○支店		
当座 123456 ※※※※様		
□□□□様から		

BB銀行

振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しが支出の目的を記載した書面（支出目的書）となる。

※上記振込明細書と振込明細書に係る支出目的書は、研修用に事務局が作成したものです。

② 2号監査事項 会計帳簿の記載

(法第19条の13第2項第2号)

会計帳簿には当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

【政治資金監査チェックリスト】

チェック
リスト
7

【領収書等の記載事項】

領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。

法第11条第1項の規定により、領収書等には、①当該支出の目的、②金額、③年月日が記載されている必要がある。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等の年月日の記載誤りがあった。

チェック
リスト
8

【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。

法第12条第2項及び法第19条の10の規定により、国會議員関係政治団体の会計責任者は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものについて、収支報告書に併せて領収書等の写しを提出しなければならないこととされている。この1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国會議員関係政治団体の名称が記載されているか確認することとされている。

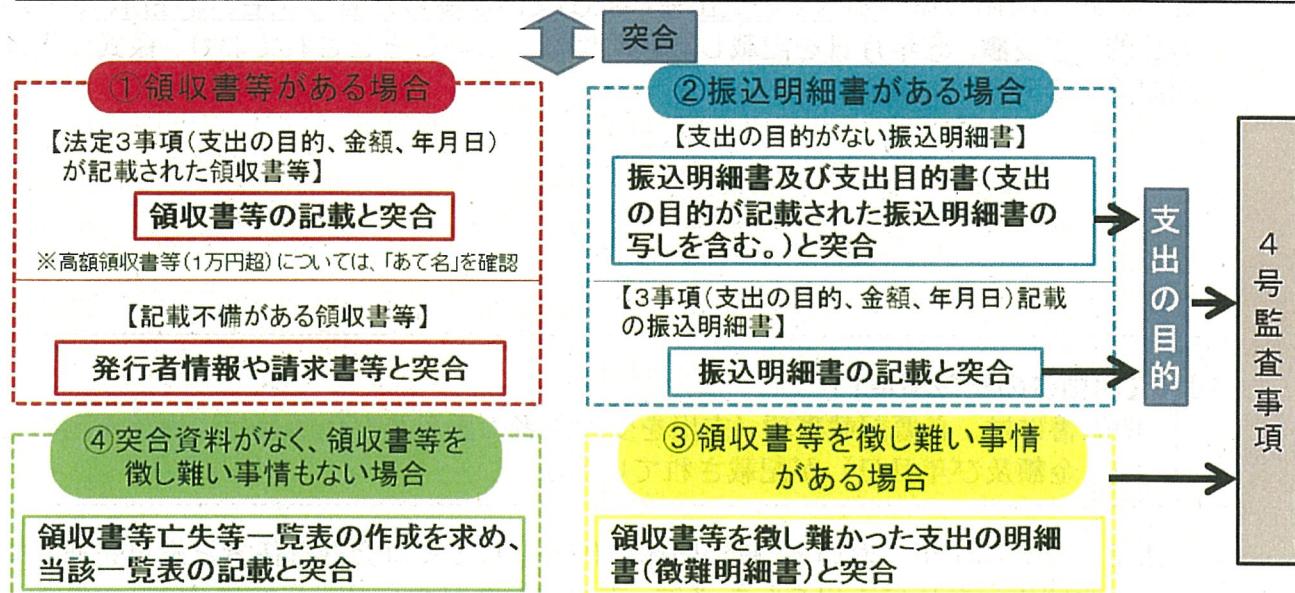
あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国會議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国會議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言する。

高額領収書等のあて名に当該国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国會議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める。

[人件費以外の経費の確認]

会計帳簿

全ての支出について、必要記載事項(支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所)が記載されていることを確認



⇒ 国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されている高額領収書等がある場合は、政治資金監査チェックリスト34へ

チェック
リスト
34

【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。

[チェックリスト]
9**【会計帳簿の記載事項】**

会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第9条第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに政治団体に係るすべての支出並びに①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日を記載しなければならないこととされており、様式は規則別記第13号様式に規定されている。

[チェックリスト]
10**【明細書の記載事項】**

明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に（会計責任者から請求があるときは直ちに）、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

なお、明細書の様式は、特に規定されていない。

[チェックリスト]
11**【会計帳簿と明細書との突合】**

明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。

(会計帳簿（第13号様式）の例)

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
：	：				
(4)事務所費					
：	：				
	切手代	1,500	平成〇年〇月〇日	〇〇郵便局	東京都…
：	：				

(明細書の例)

〇〇〇〇 様

明細書

支出を受けた者の 氏名		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			
〇〇郵便局	東京都…	1,500	平成〇年〇月〇日	切手代

× × × × (政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)

※上記会計帳簿と明細書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

チェック
リスト

12 【会計帳簿と領収書等との対応】

必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

- ★ 領収書等の年月日の記載に誤りがあった。
- ★ 領収書等のない支出の記載があった。
- ★ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載があった。

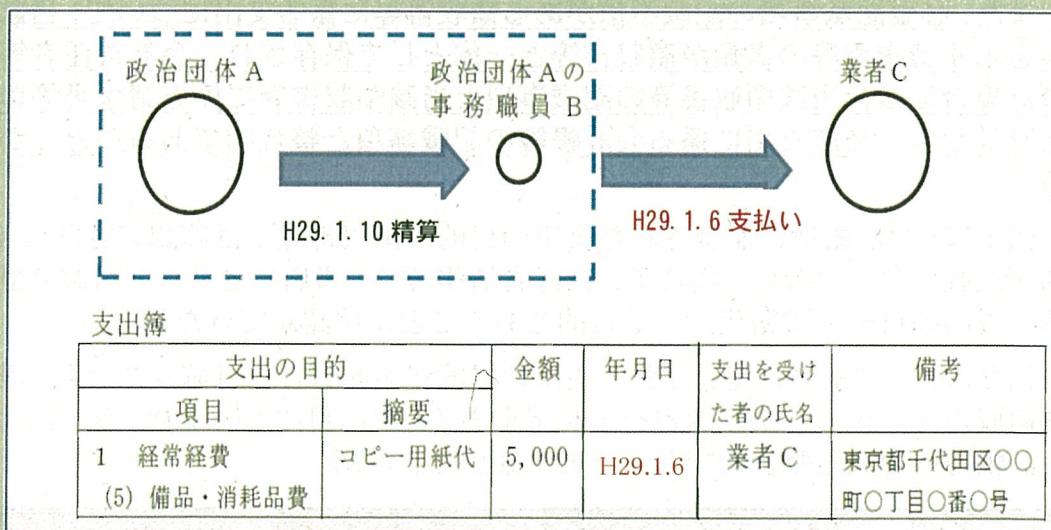
政治資金監査に関するQ&A

V-45 資金前渡し及び立替払いによる物品購入

Q 政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替払いでの物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。

A お尋ねの場合は、資金前渡し及び物品購入相当分の精算のいずれも、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。

したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなります。



V-10 職員名義契約の携帯電話の使用料に係る領収書等

Q 国會議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。

A 政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。

したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国會議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。

なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国會議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。

チェックリスト
13**【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との整合性】**

必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。

また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一緒にとして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。

支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一緒にとして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する。

例1は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書等では確認できない（支出の目的が記載されていない）場合で、発行者情報（○○書店）によって当該会計帳簿の記載（支出の目的：書籍代）と整合的であることが確認できた例。

例2は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書等では確認できない場合で、当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書（支出の目的：ロッカ一代）によって当該会計帳簿の記載と整合的であることが確認できた例。

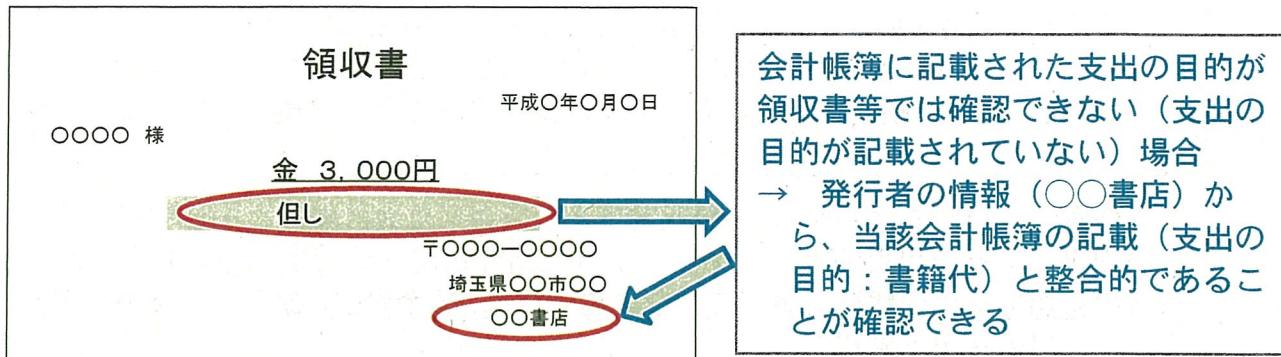
政治資金監査に関する研修テキスト P57**当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類**

領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と一緒にして、支出の状況について確認することができる。

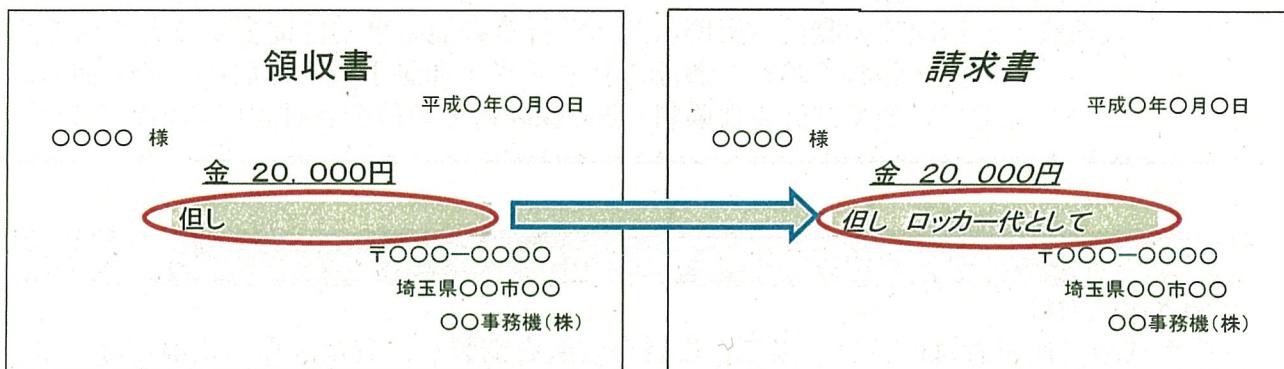
なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等と一緒にして確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のようの場合が考えられる。

- ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「○○代」との記載がある場合
- ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合

(例1 領収書等の発行者情報から推認できる場合)



(例2 領収書等の記載不備事項を請求書により確認できる場合)



会計帳簿に記載された支出の目的が領収書等では確認できない場合

→ 当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書（支出の目的：ロッカ一代）により、当該会計帳簿の記載と整合的であることが確認できる

※ 上記領収書及び請求書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

⇒ 会計帳簿の記載事項と領収書等に係る請求書等の記載事項が整合的でない場合は、
政治資金監査チェックリスト 15へ

チェック
リスト
15

【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（收支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・領収書等又は振込明細書が微収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を微し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、政治資金監査チェックリスト 13 による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

チェック
リスト
14**【人件費】**

領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。

人件費についても、会計帳簿と領収書等との突合又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認するものであるが、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等の書面により、支出の状況を確認する。

「人件費」とは

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

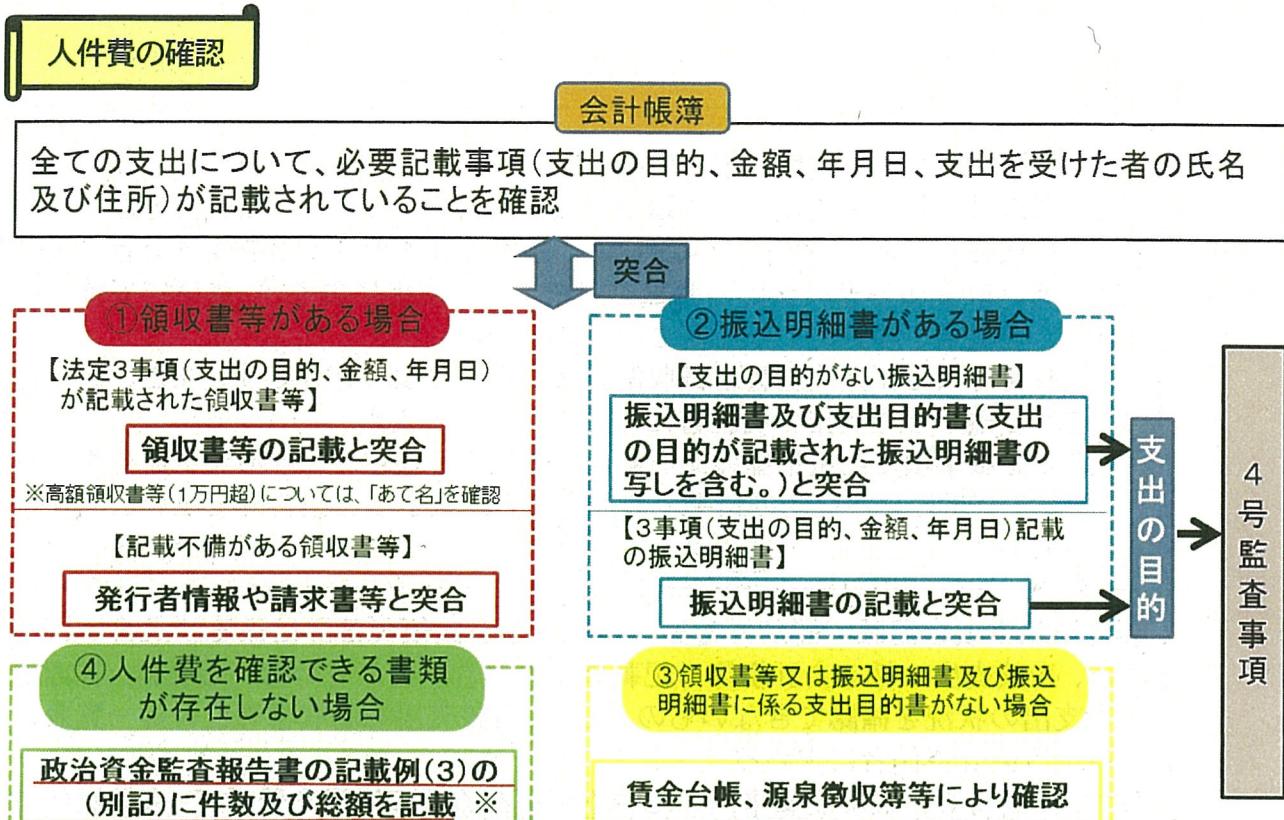
関係規定**労働基準法（抄）**

第百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働基準法施行規則（抄）

第五十四条 使用者は、法第百八条の規定によって、次に掲げる事項（※）を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

※ 氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数 等



※ 人件費以外の経費の確認については、27ページのフロー図を参照のこと。

○ 人件費を確認できる書類が存在しない場合は、政治資金監査チェックリスト 33へ

チェックリスト
33

【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

政治資金監査に関する研修テキスト P59

政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象等とはされていないところはあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

チェック
リスト

15

【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、政治資金監査チェックリスト13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

必要記載事項の記載不備がある領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等の徴収漏れや紛失を徴難事情としていた。

チェック
リスト

16

【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との整合】

領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等亡失等一覧表の支出の目的の記載に誤りがあった。

(政治資金監査報告書記載例 別添様式)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
1 経常経費	⋮			
(3) 備品・消耗品費	書籍代	12,000	平成29年1月16日	××書店・東京都〇〇区…
	⋮			

※上記領収書等亡失等一覧表の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

支出を受けた者の氏名及び住所は、
1件1万円を超える支出について記載する

- (注) 1 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
 2 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
 3 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

⇒ 領収書等亡失等一覧表が作成されている場合は、[政治資金監査チェックリスト32](#)へ

突合

チェックリスト
32

【領収書等の徴収漏れ又は亡失】

領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

(会計帳簿（第13号様式）の例)

2 支出簿				
支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名
項目	摘要			
1 経常経費	⋮			
(3) 備品・消耗品費	⋮			
	書籍代	12,000	平成29年1月16日	××書店 東京都〇〇区…
	⋮			

※上記会計帳簿の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

チェック
リスト
17**【会計帳簿を備えていること】**

会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、法第9条1項により会計帳簿の備付け及び記載の義務を負っている。

チェック
リスト
18**【事務所】**

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認する。

チェック
リスト
19**【他の政治団体に対する支出】**

他の政治団体に対する支出はあるか。

他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求める。

チェック
リスト
20**【寄附等】**

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求める。

⇒ 事務所が国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合は、政治資金監査チェックリスト36へ

チェック
リスト
36

【経常経費のあん分】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

⇒ 他の政治団体に対する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト37へ

チェック
リスト
37

【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

⇒ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト38へ

チェック
リスト
38

【公職選挙法に抵触する支出】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

③ 3号監査事項 収支報告書の表示

(法第19条の13第2項第3号)

法第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

チェック
リスト
21

【収支報告書の記載事項】

収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認する。

収支報告書（規則別記第14号様式）には、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出を記載する必要がある。なお、記載内容等は、以下のとおり。

○ 総額

…様式（その2）「収支の状況」の「1 支出の総括表」の「支出総額」欄

○ 支出項目別の金額

…様式（その13）「3 支出項目別金額の内訳」の「(1) 支出の総括表」

○ 人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）

…様式（その14）（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳

…様式（その15）（3）政治活動費の内訳

…様式（その16）（4）本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

について、

- ・支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）

- ・支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

- ・支出の目的

- ・金額

- ・年月日

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 収支報告書上の氏名、住所、支出の目的、金額及び年月日の記載に誤りがあった。

収支報告書(支出に係る分に限る)の必要記載事項

- 支出総額…規則別記第14号様式(その2)
- 支出項目別の金額…同(その13)
- 人件費以外の経費の支出(1件1万円超)…同(その14)～(その16)

支出を受けた者の氏名
支出を受けた者の住所
支出の目的
支出金額
支出年月日



突合(人件費以外、1件1万円超)

会計帳簿

会計帳簿は、領収書等、明細書、徴難明細書等、振込明細書との突合により支出の状況の確認を行ったもの

チェック リスト 22

【収支報告書と会計帳簿との対応】

領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との窓合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。

会計帳簿には人件費を含めすべての支出に係る明細が記載されているが、収支報告書に明細を記載すべき事項は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものに限られている。

したがって、1件当たりの金額が1万円以下のものについては、記載例のように、「他の支出」としてまとめて記載される。

収支報告書（その14）

※上記収支報告書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 5万円以上の支出についてのみ収支報告書の明細を記載していた。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 収支報告書と領収書等の記載が整合的でなかった。

- ・ 収支報告書の支出の目的、金額、年月日の記載誤り
- ・ 領収書等の年月日の記載誤り
- ・ 領収書等のない支出の記載があった
- ・ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載があった

★ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。

★ 収支報告書に計上されていない支出に係る微難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した。

注 上記誤り事例の原因としては、以下のものが考えられる。

- ① 収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿からの転記誤りや転記漏れがあった。
- ② 会計帳簿と領収書等の記載が整合的でなかった。

会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
：	：				
(3) 備品・消耗品費					
	文房具類	53,000	平成29年1月1日	△△文具	千葉市〇〇区…
	ロッカー	65,000	平成29年2月1日	××事務器	東京都〇〇区…
	書籍	1,200	平成29年3月1日	○○書店	千葉市〇〇区…
	書籍	780	平成29年4月1日	○○書店	千葉市〇〇区…
	事務服	10,000	平成29年5月1日	××事務器	東京都〇〇区…
	合計	129,980			

※上記会計帳簿の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

チェック
リスト
23

【収支報告書の検算】

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認する。

ア 様式（その14）から様式（その16）について、項目ごとの合計を検算により確認
(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話代	22,500	平成29年1月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	29,309	平成29年2月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
切手代	10,400	平成29年3月4日	○○郵便（株）	△△区□□1-2-3-5	
電話代	28,302	平成29年3月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	24,564	平成29年4月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	31,085	平成29年5月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	22,939	平成29年6月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	27,301	平成29年7月15日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	24,038	平成29年8月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
この頁の小計	① 220,438				
その他の支出					
合 計					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4. 事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話代	30,282	平成29年9月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	25,504	平成29年10月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
郵便代	13,500	平成29年10月30日	○○郵便（株）	△△区□□1-2-3-5	
切手代	10,400	平成29年11月4日	○○郵便（株）	△△区□□1-2-3-5	
郵便代	10,800	平成29年11月10日	○○郵便（株）	△△区□□1-2-3-5	
電話代	30,076	平成29年11月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
電話代	35,134	平成29年12月25日	○○電話（株）	○○市○○3-3-2	
この頁の小計	② 155,696				
その他の支出	③ 12,300				
合 計	388,434				

※上記収支報告書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 計算誤りがあった。

★ 「合計」の記載方法が誤っていた（複数頁となる場合において、各頁の合計欄に当該頁の合計額を記載していた。）。

イ 様式（その14）から様式（その16）の項目ごとの合計が様式（その13）に転記されているか確認するとともに様式（その13）中の小計、合計を検算により確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		備考
項目	金額	
1 経常経費		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
(1) 人件費	2,400,000	
(2) 光熱水費	1,200,000	
(3) 備品・消耗品費	129,980	
(4) 事務所費	388,434	→ 様式（その14）と不合 (注)
小計	4,118,414	0
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	1,985,000	
(2) 選挙関係費	1,200,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,700,000	0
ア 機関紙誌の発行事業費	1,000,000	
イ 宣伝事業費	500,000	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,000,000	
エ その他の事業費	200,000	
(4) 調査研究費	100,000	
(5) 寄附・交付金	200,000	200,000
(6) その他の経費	100,000	
小計	8,285,000	
合計	12,403,414	→ 検算

様式
その14様式
その15様式
その15, 16様式
その15

※上記収支報告書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 計算誤り又は表間の不整合があった。

収支報告書（規則第14号様式（その14、15））における「その他の支出」欄と「合計」欄の記載について

同じ支出項目が複数ページにわたる場合は、「その他の支出」欄と「合計」欄は、最後のページのみに記載する（例えば、事務所費が3ページにわたって記載されているときは、最初のページと2ページ目には何も記載せず、最後の3ページ目に「その他の支出」と「合計」を記載する。）。

(注) 年の途中で、国会議員関係政治団体又は資金管理団体からその他の政治団体に政治団体の区分が異動した場合（その他の政治団体から国会議員関係政治団体又は資金管理団体に区分が異動した場合も同様）は、様式（その13）と様式（その14）の金額が一致しないことがある（様式（その14）は、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間又は資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないため。）。

3号監査事項（収支報告書の表示）

ウ 様式（その13）の合計が様式（その2）の「支出総額」欄に転記されているか確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,400,000		
(2) 光 熱 水 費	1,200,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	129,980		
(4) 事 務 所 費	388,434		
小 計	4,118,414	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,985,000		
(2) 選 举 関 係 費	1,200,000		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,000,000		
エ そ の 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) そ の 他 の 経 費	100,000		
小 計	8,285,000	200,000	
合 計	12,403,414		

(その2)

収 支 の 状 況

突合

1 収支の総括表

収 入 総 額	15,500,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	15,500,000
支 出 総 額	12,403,414
翌年への繰越額	3,096,586

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	14,500,000	
(う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	15,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	15,500,000	

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 表間の不突合があった。

※上記収支報告書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

④ 4号監査事項 領収書等を徵し難かった支出の明細書等の記載

(法第19条の13第2項第4号)

領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

チェック
リスト
24

【領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載事項】

領収書等を徵し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徵し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等を徵し難かった支出の明細書（徵難明細書）の記載誤り（支出の目的、金額）や記載漏れ（年月日）があった。

チェック
リスト
25

【領収書等を徵し難かった支出の明細書と会計帳簿との対応】

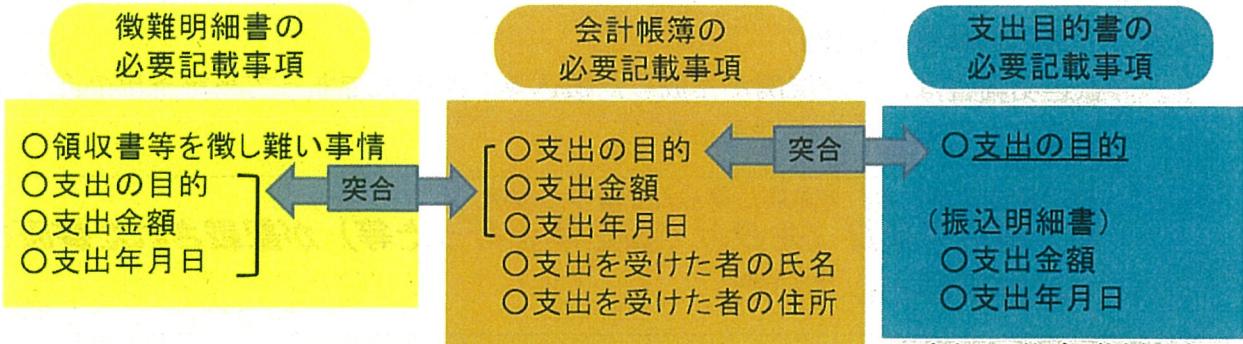
会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徵し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等があるものが記載されていた。

★ 領収書等を徵し難い事情（徵難事情）がないものを記載し、徵難事情があるものを記載していなかった。

★ 対応を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニエンスストアで支払ったもの）の写しが添付されていたが、後に徵難明細書に当該支出を追加した。



※支出の目的が記載された振込明細書の写しの場合は、記載された支出の目的

※領収書等を徵し難かった支出の明細書等…領収書等を徵し難かった支出の明細書、
(法第19条の11第1項)
振込明細書に係る支出目的書

※一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徵し難い事情には含まれない。
(⇒この場合は、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求める。)

(会計帳簿（第13号様式）の例)

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
：	：				
(2) 光熱水費	水道代	5,800	平成29年12月6日	○○市水道局	○○市…
：	：				

↑ 突合

(領収書等を徵し難かった支出の明細書（第15号様式）の例)

領収書等を徵し難かった支出の明細書				
支出の目的		金額	年月日	領収書等を徵し難かった事情
項目	摘要			
光熱水費	水道代	5,800	平成29年12月6日	口座引き落としのため

政治団体の名称 ○○○○
 会計責任者の氏名 △△ △△ 印

※上記会計帳簿及び領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

チェック
リスト
26**【振込明細書の確認】**

振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 振込予定日（先日付で振込みを行った等）が記載された書面を振込明細書としていた。

チェック
リスト
27**【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】**

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。

金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要がある。

なお、振込明細書は、振込手数料の領収書等に該当する。

チェック
リスト
28**【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】**

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を微し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 振込明細書に係る支出目的書の記載誤り（支出の目的）があった。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替	取引番号	取引店
			端末番号
			年月日
			29.5.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
取引金額			
¥108,000			
手数料	残高		
¥108			
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 カ)XXカメラ様			
○○○○様から			
AA銀行			

(振込明細書に係る支出目的書の記載事項)
(第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン代
政治団体の名称 ○○○○	

突合

(会計帳簿(第13号様式)の例)

2 支出簿					
支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
：	：				
(3) 備品・消耗品費					
：	：				
	パソコン代	108,000	平成29年5月16日	(株)××カメラ	東京都○○区…
：	：				

※上記会計帳簿等の記載内容は、研修用に事務局が作成したものです。

(注) 振込手数料は、振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。

チェック
リスト
29**【領収書等を徵し難い事情】**

「領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。

「領収書等を徵し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徵することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ **香典・祝儀**

領収書等を徵しないことが、社会通念上、一般的なものとして認識されているため。

- ・ **物品の無償提供などの金銭以外の支出**

物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。

- ・ **バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入**

自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徵し難い事情には該当しない。

- ・ **振込みの方法による支出**

振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。なお、金融機関が作成した振込明細書（払込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足りり、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。

- ・ **口座振替の利用**

公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当する。

※ 一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徵し難い事情には含まれないことに留意する。この場合は、会計責任者に「領収書等亡失等一覧表」の作成を求めることとなる。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 領収書等の徵収漏れや紛失を徵難事情としていた。

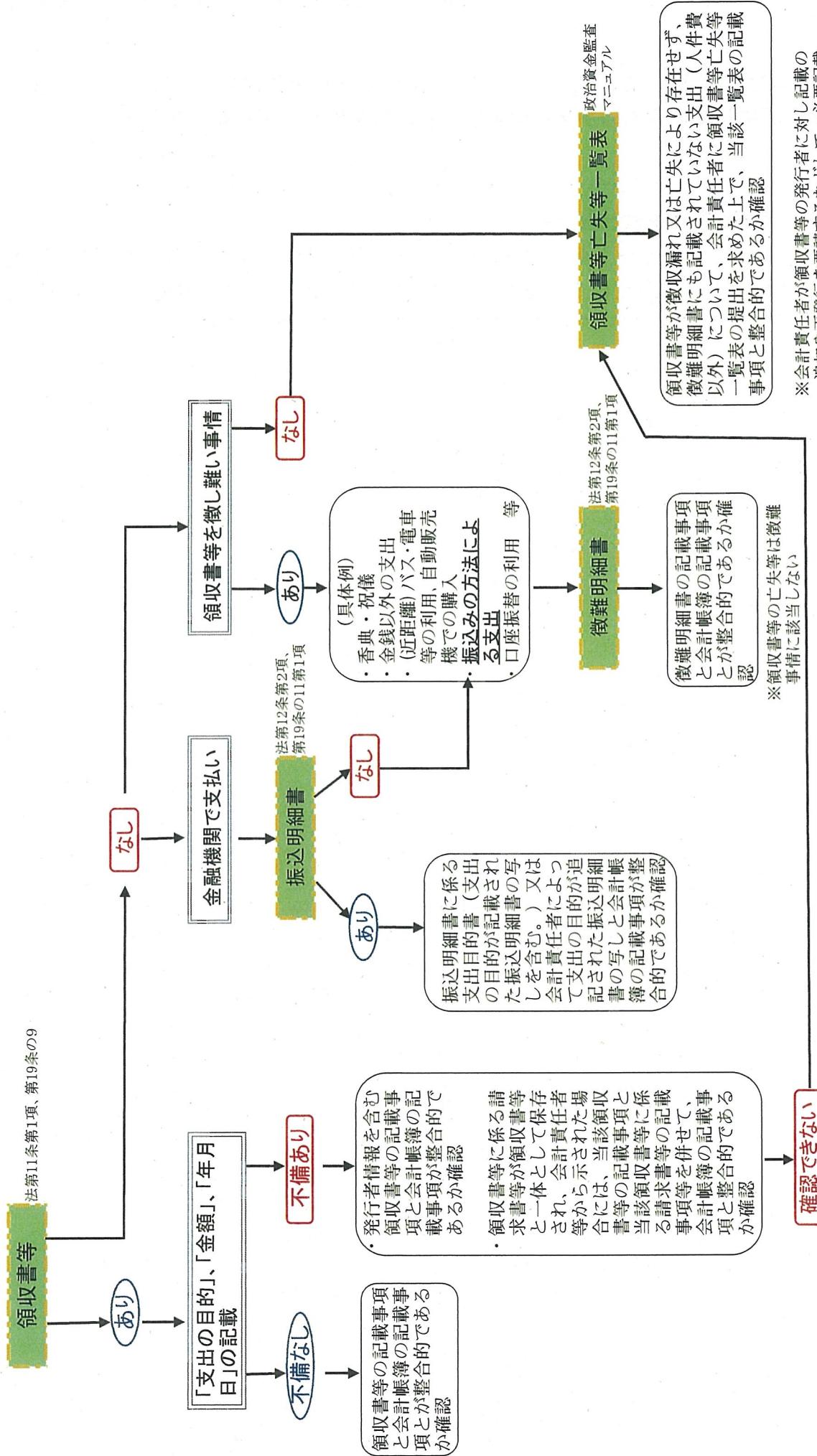
⇒ 「領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものがある場合は、政治資金監査チェックリスト35へ

チェック
リスト
35

【領収書等を徵し難い事情】

「領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

政治資金監査において会計帳簿の記載事項と突合すべき書面と確認事項について(人件費以外の経費)



※会計責任者が領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等一覧表への記載を求める必要はない。

※人件費の確認
→会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込簿との突合による支出しの状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する。

⑤ 会計責任者等に対するヒアリング

○会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出されたことを確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適性の確保を図るものである。

併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

会計処理方法

- ・会計責任者の会計処理に関する管理状況

- ・会計帳簿への記帳の頻度

- ・会計処理に関する作成書類

- ・会計帳簿、領収書等の保管状況

- ・会計責任者の交代があった場合の事務の引継ぎ状況

支出項目の区分の分類

会計帳簿の支出項目の区分の分類基準(政治資金規正法施行規則第6条、別記第13号様式)に照らし、誤りがないことを確認

書面監査では支出の状況 が確認できなかったもの

- ・領収書等がないもの(領収書等亡失等一覧表に記載されているもの)

- ・領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの

- ・高額領収書等の「あて名」に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの

- ・徴難事情の具体例以外の事情で徴難明細書に記載されているもの
(徴難事情の具体例)

香典・祝儀、金銭以外の支出、バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入、振込みの方法による支出、口座振替の利用

書面監査に加え、支出の 状況の詳細を確認する必 要があるもの

- ・政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているか

- ・他の政治団体に対する支出の有無を確認し、該当がある場合には、支出先において適切な会計処理が行われているか

- ・花輪、供花等の支出について、公職選挙法に抵触していないか

【政治資金監査チェックリスト】

チェック
リスト
30

【会計処理方法】

会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。

以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。

- ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
- ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
- ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
- ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
- ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

チェック
リスト
31

【支出項目の区分の分類】

会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。

支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。※「資料5（3）支出項目の分類基準」参照

政治資金監査に関する研修テキスト P 68

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費があるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分し難いものについては、すべて事務所費に分類することとなる。

したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な管理運営的経費も計上することとなる。

複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

チェックリスト
32

【領収書等の徴収漏れ又は亡失】

領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

チェックリスト
33

【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上で、政治資金監査報告書の記載例（3）の（別記）（2）の例により記載することとなる。

チェックリスト
34

【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国議員関係政治団体あてに発行された領収書等であるとの確認を会計責任者等に求めたか。

高額領収書等のあて名に当該国議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国議員関係政治団体あてに発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類、金額及び領収書等のあて名に記載されていた名称を明らかにした上で、政治資金監査報告書の記載例（3）の（別記）（3）の例により記載することとなる。

チェック
リスト
35**【領収書等を徵し難い事情】**

「領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

領収書等を徵し難い支出の明細書の「領収書等を徵し難かった事情」欄に、「香典・祝儀」、「金銭以外の支出」、「バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入」、「振込みの方法による支出」、「口座振替の利用」以外の理由が記載されていた場合は、その内容について確認する。

会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徵し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えない。

チェック
リスト
36**【経常経費のあん分】**

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

チェック
リスト
37**【他の政治団体に対する支出】**

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

チェック
リスト
38**【公職選挙法に抵触する支出】**

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

(4) 政治資金監査報告書の作成のポイント

政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出される（法第19条の14）。

都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる（法第20条の2第1項、第2項）。

政治資金監査報告書は、政治資金規正法施行規則第29号様式により、その様式が定められている。また、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示しており、この記載例に従った記述としていただく必要がある。

（政治資金監査において実際に見られた誤りの事例）

- ★ 「監査報告書」が「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」で構成されていなかった。
- ★ 「監査の結果」が(1)～(4)の4項目で構成されていなかった。
- ★ (5)として任意の記載があった。
- ★ 誤字があった((正)徵取(誤)徵收、聽取))。

① 基本的な事項

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェックリスト
1

【日付】

登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。

★ 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が適切でなかった。

チェックリスト
2

【国会議員関係政治団体の名称】

国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。

★ 国会議員関係政治団体の名称が正式名称でなかった（略称又は不正確な記載）。※監査報告書本文中でも同様の誤りがあった。

チェックリスト
3

【代表者の氏名】

国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。

★ 代表者の氏名が誤っていた（代表者以外の氏名が記載されていた）。

チェックリスト
4

【登録政治資金監査人の署名】

登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。

★ 登録政治資金監査人の署名が自署でない又は押印がなかった。

政治資金監査報告書の作成のポイント（基本的事項）

(記載例)

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日 1	
○○○○ (国会議員関係政治団体名) 2	
代表 ○○ ○○ 殿 3	
登録政治資金監査人 ○○ ○○ 印 4	
登録番号 第 ×××× 号 5	
研修修了年月日 平成×年×月×日 6	
(以下略)	

※ 太枠四角囲みの数字は、政治資金監査報告書チェックリストの番号に対応。

チェック
リスト
5

【登録番号】

登録番号が記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ **登録番号が誤っていた（士業の登録番号が記載されていた）。**

チェック
リスト
6

【研修修了年月日】

研修修了年月日が記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ **登録政治資金監査人の登録年月日を記載していた。**

登録番号又は研修修了年月日を忘れた場合は、政治資金適正化委員会に照会する。

政治資金監査報告書の作成のポイント（基本的事項）

(研修修了年月日の記載)

政治資金監査研修修了証書

第10011号

登録政治資金監査人証票

写

(氏名) 総務 太郎 昭和34年1月1日生
(登録番号) 第 9999 号
(法人又は事務所の名称)
総務省会計事務所
(所属事務所又は事務所の所在地)
東京都千代田区霞が関
2-1-2

上記の者は、平成22年3月1日 登録政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。

平成22年3月1日 政治資金適正化委員会

登録年月日

(氏名) 総務 太郎
(登録番号) 第 9999 号

上記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

平成22年4月10日

政治資金適正化委員会

委員長 上田 廣一

研修修了年月日

② 監査の概要

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェック
リスト
7

【(1) 定期分の根拠条文】

定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 定期分であるのに「法第17条第1項」と記載されていた。

チェック
リスト
8

【(1) 解散分の根拠条文】

政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 解散分であるのに「法第12条第1項」と記載されていた。

★ 監査対象期間について、旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日に係る）で記載されていた。

★ 監査対象年を誤って記載していた（「平成28年」とすべきところを「平成27年」や「平成29年」としていた）。

チェック
リスト
9

【(1) 政治資金監査対象書類】

政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 記載例のとおりすべての書類が列記されていなかった。

★ 政治資金監査対象書類について、旧記載例（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）で記載されていた。

チェック
リスト
10

【(3) 登録政治資金監査人の責任】

登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。

※9・10ともに、書類の記載については、記載例のとおりすべての書類を列記すること。

(記載例)

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する
収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報
告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振
込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写
しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の
作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書
等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目
的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告す
ることにある。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）
において行った。

※ 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定
する収支報告書」とすること（記載例すべてに共通。）。

7
8

9

10

11

チェック
リスト
11

【(4) 政治資金監査の実施場所】

政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ **主たる事務所以外で実施した場合の理由、実施場所、住所が記載されていなかった。**

政治資金監査に関する研修テキスト P 42

国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

※ 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること（記載例すべてに共通。）。

政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として、以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

（①の作業スペースの不足等やむを得ない事情の場合の記載例）

（4）この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると○○○○（登録政治資金監査人名）が判断したため、○○○○（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（○○県○○市○○町○○番地）において行った。

③ 監査の結果

ア 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェック
リスト
12

【(1) 保存対象書類】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。

（政治資金監査において実際に見られた誤りの事例）

- ★ 保存されていた書類が記載されていなかった。
- ★ 保存されていない書類が記載されていた。
- ★ 保存書類を列挙せず、「会計帳簿等の関係書類」と記載されていた。
- ★ 書類の名称が不正確であった（「微難明細書」と略して記載）。
- ★ 振込明細書があるのに、支出目的書がなかった。
- ★ 支出目的書があるのに、振込明細書がなかった。

チェック
リスト
13

【(3) 収支報告書の支出状況】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。

（政治資金監査において実際に見られた誤りの事例）

- ★ (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきところ、異なる書類が記載されていた。

チェック
リスト
14

【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】

領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。

領収書等を徵し難かった支出の明細書と振込明細書に係る支出目的書のいずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。

（政治資金監査において実際に見られた誤りの事例）

- ★ 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4) を削除していた。
- ★ 徵難明細書に係る支出があるのに、「領収書等を徵し難かった支出の明細書は、存在しなかった」と記載されていた。
- ★ 支出の目的が記載された振込明細書があるのに、「振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった」と記載されていた。

記載例（1）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 13
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 13
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 14

（※）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること（記載例すべてに共通。）。

【留意事項】

「1 監査の概要」

- (1)・(3) → 記載例どおり、すべての書類を列記（記載例すべてに共通）

「2 監査の結果」

- (1)・(3) → 登録政治資金監査人が保存を実際に確認し、収支報告書の基礎となった書類のみを記載（記載例（1）～（3）に共通）

イ 会計帳簿に記載不備がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

- | | |
|---------------|--|
| チェックリスト
12 | 【(1) 保存対象書類】(省略) アに同じ (P 68 参照) |
| チェックリスト
13 | 【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】
支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。 |

「会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの」の「〇〇」には、会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的、金額、年月日）のうち、記載不備があった事項を具体的に記載すること。

また、記載不備の事項が複数あった場合（例えば、「氏名」と「住所」の記載不備）には、「支出を受けた者の氏名及び住所の記載不備が一部に見られたもの、」と、記載不備があった事項を列記する。

登録政治資金監査人の指摘を受けて、会計責任者において記載不備を訂正した場合には、記載不備がなかったものとして、政治資金監査報告書の記載例（1）のとおり記載すればよく、訂正された旨を記載する必要はない。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 記載不備があった事項が具体的に記載されていなかった。

- | | |
|---------------|---|
| チェックリスト
14 | 【(3) 収支報告書の支出状況】(省略) アに同じ (P 68 参照) |
| チェックリスト
15 | 【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】(省略) アに同じ (P 68 参照) |

記載例（2）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、○○の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。13
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。14
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。15

ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェックリスト
12 【(1) 保存対象書類】(省略) アに同じ (P 68 参照)

チェックリスト
13 【(3) 収支報告書の支出状況】(省略) アに同じ (P 68 参照)

チェックリスト
14 【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】(省略) アに同じ (P 68 参照)

チェックリスト
15 【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】
領収書等又は振込明細書が徵収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

- ★ 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。
- ★ （別記）に「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を添付した旨が記載されていた。

チェックリスト
16 【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】
領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

※ 34ページ参照

チェックリスト
17 【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】
収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

※ 26ページ参照

記載例（3）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

12

13

14

(別記) ※

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 15
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円） 16
- (3) ○○○○（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの 17
 (××月××日・××費・××××円)
 • 領収書等のあて名に記載されていた名称
○○○○○○

* (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都○○区○○町○○番地

* 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

工 収支報告書に支出が計上されていない場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェック
リスト
12

【(1) 保存対象書類】

保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

チェック
リスト
13

【(3) 収支報告書の支出状況】

収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

チェック
リスト
14

【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】

領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 支出がないのに領収書等を徵し難かった支出の明細書等が記載されていた。

記載例（4）

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

12

なお、政治資金監査の対象期間においては、○○○○（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

13

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

14

④ 業務制限

【政治資金監査報告書チェックリスト】

チェック リスト 15	【業務制限】
記載例に従って業務制限について記載されているか。	

(政治資金監査において実際に見られた誤りの事例)

★ 使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「(国會議員関係
政治団体名)と私達との間には」と記載されていた。

(記載例)

3 業務制限

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

15

※ 政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者がいない場合には、「また、」以下の記載は不要。

(5) 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。

① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体

② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体

これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。

なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。

会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「其他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なる。

政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りる。

政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりである。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	其他の政治団体
会計帳簿		すべての支出	
明細書		すべての支出	
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

(6) 適確な政治資金監査を行っていただくために

- 「政治資金監査チェックリスト」、「政治資金監査報告書チェックリスト」を活用する。
※ これらのチェックリストは、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）95ページ及び103ページに掲載されています。また、当委員会のホームページからダウンロードいただくこともできます。
- 不明な点等があれば、「政治資金監査マニュアル」を確認する。
※ 当委員会のホームページに掲載している「政治資金監査に関するQ&A」も適宜ご確認ください。
- 円滑な政治資金監査を行うために、余裕のある監査日程を確保する。
※ 政治資金監査マニュアルでは、「必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること」としています。
- 政治団体に対し、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の使用を推奨することなどにより、計算誤りや転記誤りなどによる収支報告書の誤りを防止する。
※ このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のページからダウンロードいただくことができます。
- 政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果に応じ、政治資金監査マニュアルに示した4つの記載例に従って記載する。
※ 政治資金監査報告書は、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示しています。
- 過去に作成した政治資金監査報告書のファイルを安易に用いない。
(年の更新漏れや政治団体名などの記載誤りを防ぐ)

疑問点は、政治資金適正化委員会事務局（連絡先：03-5253-5598）に
お問い合わせください

4 演習問題

(1) 選択問題

問1 前払式電子マネーを使用した場合の会計帳簿の記載方法について、誤っているものを選択してください。

①

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	電子マネーのチャージ代	10,000	平成29年8月1日	○○電子マネー運営会社	
2 政治活動費 (1)組織活動費 (4)調査研究費	乗車券 茶菓 乗車券	3,500 500 6,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	(株)○○鉄道 ○○ストア (株)○○鉄道	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
合計		10,000			
支出の総額		20,000			

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	3,500	平成29年8月10日	
	金銭以外のものによる支出相当分	500	平成29年8月10日	
	金銭以外のものによる支出相当分	6,000	平成29年9月1日	
合計		10,000		
収入の総額		10,000		

②

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	交通事業者電子マネーチャージ	10,000	平成29年8月1日	(株)○○鉄道	
支出の総額		10,000			

③

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費 (4)調査研究費	乗車券 茶菓 乗車券	3,500 500 6,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	(株)○○鉄道 ○○ストア (株)○○鉄道	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
合計		10,000			
支出の総額		10,000			

問2 払込取扱票を用いて金融機関で支払いを行ったところ、金額及び年月日が記載された払込金受領証が発行されました（当該払込金受領証には、受領印が押印されていますが、支出の目的は記載されていません。）。この場合における政治資金監査上の取扱いについて、正しいものを選択してください。

- ① 当該払込金受領証は領収書に該当することから、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。
- ② 当該払込金受領証と当該支出の内容を示す請求書が一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該払込金受領証の記載事項と当該請求書の記載事項とを併せて会計帳簿と突合した。
- ③ 当該払込金受領証は振込明細書に該当し、会計責任者により支出の目的が追記されていたため、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。

問3 運送会社の代金引換で物品を購入した場合における会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出を受けた者」について、正しいものを選択してください。

- ① 物品を購入した相手方
- ② 運送会社
- ③ ①と②のどちらでもよい

問4 「領収書等を徵し難い事情」として認められないものを選択してください。

- ① 物品の無償提供
- ② 自動販売機での購入
- ③ 領収書等の亡失

問5 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費の取扱いについて、政治資金監査上、誤っているものを選択してください。

- ① 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在が確認できたので、政治資金監査報告書には特段の記載をしなかった。
- ② 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しなかつたところ、会計責任者に事情を聴取し、人件費が支出されたことを確認したので、政治資金監査報告書には特段の記載をしなかった。
- ③ 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しなかつたので、会計責任者に事情を聴取し、人件費が支出されたことを確認した上で、政治資金監査報告書には、支出の状況を確認できない人件費として、件数と総額を記載した。

問6 1件当たりの金額が1万円を超える領収書等（いわゆる「高額領収書等」）の政治資金監査上の取扱いについて、誤っているものを選択してください。

- ① 高額領収書等のあて名に国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、当該領収書等が当該政治団体あてに発行された領収書等であるとの確認を会計責任者に求めた。
- ② 高額領収書等のあて名に国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者へのヒアリング結果にかかわらず、政治資金監査報告書に、支出の日付、支出項目の区分の分類、金額及び領収書等のあて名に記載されていた名称を記載した。
- ③ あて名のない高額領収書等については、当該国會議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱ったが、今後、当該団体の正式名称を発行者に記載してもらうよう助言した。

**問7 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出の確認として、
政治資金監査上、適当でないものを選択してください。**

- ① 発行者情報や当該支出の内容を示す請求書等の書類があったとしても、記載不備のある領収書等であることに変わりはないので、会計責任者に領収書等失等一覧表への記載を求めた。
- ② 当該支出の内容を示す請求書等が領収書等を一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該領収書等の記載事項と当該請求書の記載事項とを併せて、会計帳簿の記載事項と整合的であるか確認した。
- ③ 領収書等の発行者情報を含む記載事項と会計帳簿の記載事項とが整合的であるか確認した。

問8 政治資金監査の実施場所に係る取扱いについて、正しいものを選択してください。

- ① 政治資金監査を国會議員関係政治団体の主たる事務所と主たる事務所以外の場所で実施した場合、政治資金監査報告書には、主たる事務所以外の場所の住所と実施場所を記載する必要がある。
- ② 政治資金監査の対象となった国會議員関係政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖した場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当する。
- ③ 政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施するか否かは、国會議員関係政治団体の会計責任者が最終的に判断する。

問9 次のうち、政治資金規正法上の業務制限に該当しない者を選択してください。

- ① 政治資金監査の対象年の途中まで会計責任者であった者
- ② 国會議員関係政治団体に入会し、会費を払っているだけの会員
- ③ 国會議員関係政治団体の会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者

問 10 登録政治資金監査人の使用者その他の従業者（以下「使用者等」という。）について、誤っているものを選択してください。

- ① 使用人等になるに当たって、特段の資格等は必要ない。
- ② 会計責任者へのヒアリングは、使用者等が行っても差し支えない。
- ③ 登録政治資金監査人が使用者等として、税理士法人の社員を使用しても差し支えない。

問 11 年の途中で、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体となった場合の政治資金監査の対象となる支出の範囲について、誤っているものを選択してください。

- ① 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間については、1件5万円以上の支出に係る領収書等を確認し、国会議員関係政治団体であった期間については、すべての支出に係る領収書等を確認した。
- ② 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間の1件5万円未満の支出は、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認した。
- ③ 政治資金監査の対象となる全期間を通じて、1件5万円以上の支出に係る領収書等を確認した。

(2) 記述問題

問1 国会議員関係政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、当該事務職員が物品を購入しました。この場合における会計帳簿や収支報告書の記載について、どのような点に留意すればよいですか。

問2 国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人に対して政治資金監査報酬を支払う場合、当該政治団体は、当該報酬について所得税を源泉徴収する必要がありますか。

源泉徴収する必要がある場合、当該所得税について、会計帳簿や収支報告書には、どのように記載すべきですか。

問3 労務や事務所の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

問4 国會議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきですか。

(3) 事例演習①

問 政治資金監査において、登録政治資金監査人が実際に保存を確認した書類が、

- ①会計帳簿
- ②領収書等
- ③会計責任者によって支出の目的が追記された振込明細書の写し

の3種類であった場合について、以下の政治資金監査報告書（抜粋）の「1監査の概要（1）、（3）」と「2監査の結果（1）、（3）、（4）」の内容を正しく記載してください。

なお、政治資金監査の対象となった事項について、すべて確認できたものとします。

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○の平成○○年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) (略)

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) (略)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) (略)
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

(略)

(3) 事例演習②

問 次の書類は、国会議員関係政治団体である「〇〇後援会」(代表：自治太郎)の平成29年に係る政治資金監査において、当該団体から確認のため提出された書類及び登録政治資金監査人である監査三郎が作成した定期分の政治資金監査報告書(平成30年5月提出)です。

当該政治資金監査は、当該団体の従たる事務所で実施し、使用人1名を使用しました。

- ※ 会計責任者へのヒアリングの結果、事務用作業着代(19,800円)に係る領収書等を亡失したが、当該経費を確かに支出したとの回答を得た。
- ※ 自治太郎に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を効率的に実施するため、〇〇後援会の従たる事務所(東京都千代田区1-2-3)に收支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で政治資金監査を行うことが適当であると監査三郎が判断した。

これらの書類の確認及びヒアリング結果を踏まえ、政治資金監査報告書等の記載不備等があれば指摘してください。

会計帳簿と突合すべき書類(編纂順)

領収書①

領収書②

領 収 書

NO. 999999

平成29年10月25日

自治太郎事務所様

★ 10,800-

但 雑誌代として

上記正に領収いたしました

株〇〇書店

〇〇四△△3-2-1

領 収 書

平成29年10月16日

〇〇後援会様

¥ 16,250

但 封筒代

上記正に領収いたしました

文具の〇田屋(株)

〇〇市〇〇3-1

領収書③

領収書④

□□ストア
○○市△△3-5-6
TEL 000-000-000

領 収 証
2017年1月6日(金)00:00

ノート	¥100@5	¥500
消費税		¥25
合計		¥525
お預かり		¥1,000
お釣		¥475
レジ. 0-000		責NO.000

領 収 書

NO.
平成29年1月25日

○○後援会 様

★ 32,400-

但 として
上記正に領収いたしました

(株)カメラの○○○
○○市△△町3-1

振込明細書

△△銀行自動サービス
ご利用明細

取引番号	取引店	取扱日	振込指定日
*****	*****	29.6.24(土)	29.6.26(月)
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
		取引金額	¥49,800
手数料	残高		
¥108	*****		
ご案内			
△△銀行□□支店 当座 123456 カ)カメラノマルマル様 マルマルコウエンカイ 様から			

△△銀行

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン代

政治団体の名称 ○○後援会

会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(3) 備品・消耗品費	ノート代 デジタルカメラ代 事務用作業着代 パソコン代 振込手数料 封筒代 雑誌代	525 32,400 19,800 49,800 108 16,520 10,800	平成29年1月6日 平成29年1月25日 平成29年3月5日 平成29年6月24日 平成29年6月24日 平成29年10月16日 平成29年10月25日	□□ストア (株)カメラの○○○ ※※衣料店 (株)カメラの○○○ △△銀行□□支店 文具の○田屋(株) (株)○○書店	○○市△△町3-1 □□区※※6-5-1 ○○市△△町3-1 △△区1-2-3 ○○市○○3-1 ○○区△△3-2-1
	合計	129,953			
	総計	129,953			

収支報告書

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費	129,593		
(4) 事務所費			
小計	129,593	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費			
(2) 選挙関係費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その他の事業費			
(4) 調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			
小計	0	0	
合計	129,593		

収支報告書（続き）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。） の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
デジタルカメラ代	32,400	平成29年1月25日	(株)カメラの〇〇〇	〇〇市△△町3-1	
事務用作業着代	19,800	平成29年3月5日	※※衣料店	□□区※※6-5-1	
パソコン代	49,800	平成29年6月24日	(株)カメラの〇〇〇	〇〇市△△町3-1	
封筒代	16,520	平成29年10月16日	文具の〇田屋(株)	〇〇市〇〇3-1	
雑誌代	10,800	平成29年10月25日	(株)〇〇書店	〇〇区△△3-2-1	
この 頁 の 小 計	129,320				
そ の 他 の 支 出	633				
合 計	129,953				

政治資金監査報告書

政治資金監査報告書

平成29年5月16日

○○後援会

代表 自治太郎 殿

登録政治資金監査人 監査 三郎 印

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成22年2月X日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○君を応援する会の平成29年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、効率的な政治資金監査のため、○○君を応援する会の従たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

○○後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

【演習問題解説】

(1) 選択問題

問1 前払式電子マネーを使用した場合の会計帳簿の記載方法について、誤っているものを選択してください。(研修テキスト124~126P)

①

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	電子マネーのチャージ代	10,000	平成29年8月1日	○○電子マネー運営会社	
2 政治活動費 (1)組織活動費 (4)調査研究費	乗車券 茶菓 乗車券 合計	3,500 500 6,000 10,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	(株)○○鉄道 ○○ストア (株)○○鉄道	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
支出の総額		20,000			

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 合計	3,500 500 6,000 10,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	
収入の総額		10,000		

②

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	交通事業者電子マネーチャージ	10,000	平成29年8月1日	(株)○○鉄道	
支出の総額		10,000			

③

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費 (4)調査研究費	乗車券 茶菓 乗車券 合計	3,500 500 6,000 10,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	(株)○○鉄道 ○○ストア (株)○○鉄道	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
支出の総額		10,000			

(解答) ③

前払式電子マネーを利用した場合の会計帳簿や収支報告書の記載方法としては、

i) まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上し、

ii) その後、電子マネーを利用した際に、当該支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上

することになる。

また、このような記載になる理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられる。

これは、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

i) 基本的に現金の流れを記載しつつ、

ii) 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的を有しているためである。

具体的に言えば、電子マネーに現金をチャージした時点では、現金が支出されているが、一方で、この時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがある。そのため、電子マネーを利用した時点でも支出として記載することとなるが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの、現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となる。

一方、「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに、

i) 現金でチャージし、

ii) 電車の利用など交通費に限定して使用する

という場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、電子マネーに現金をチャージした時点のみの記載でも差し支えないとされている。

【簡易な記載方法を用いない場合の例】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	電子マネーのチャージ代	10,000	平成29年8月1日	○○電子マネー運営会社	
2 政治活動費 (1)組織活動費 (4)調査研究費	乗車券 茶菓 乗車券 合計	3,500 500 6,000 10,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	(株)○○鉄道 ○○ストア (株)○○鉄道	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入
支出の総額		20,000			

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 合計	3,500 500 6,000 10,000	平成29年8月10日 平成29年8月10日 平成29年9月1日	
収入の総額		10,000		

【交通事業者系の前払式電子マネーに、現金でチャージし、電車の利用など交通費に限定して使用する場合】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	交通事業者電子マネーチャージ	10,000	平成29年8月1日	(株)○○鉄道	
支出の総額		10,000			

**【参考】クレジットカードを利用した場合の会計帳簿等の記載方法
(研修テキスト P. 123~129)**

クレジットカードを一括払い利用した場合には、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけの簡易な記載方法とすることも差し支えないとされている。

また、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないとされている。

【簡易な記載方法の例】

(支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	○○レストラン	クレジットカードによる支払い 平成28年8月10日 ××カード

一方、簡易な記載方法を用いない場合は、まず物品を購入した時点で当該支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上し、その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上することになる。

これは、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、①基本的に現金の流れを記載しつつ、②政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有しているためである。

【簡易な記載方法を用いない場合の例】

(支出簿)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打合せ食事代	50,000	平成28年7月2日	○○レストラン	クレジットカードによる購入
2 政治活動費 (6)その他の経費	クレジットカード代金支払い	50,000	平成28年8月10日	××カード	

(収入簿)

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入 金銭以外のものによる支出相当分		50,000	平成28年7月2日	←

問2 払込取扱票を用いて金融機関で支払いを行ったところ、金額及び年月日が記載された払込金受領証が発行されました（当該払込金受領証には、受領印が押印されていますが、支出の目的は記載されていません。）。この場合における政治資金監査上の取扱いについて、正しいものを選択してください。（研修テキスト50～52P）

- ① 当該払込金受領証は領収書に該当することから、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。
- ② 当該払込金受領証と当該支出の内容を示す請求書が一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該払込金受領証の記載事項と当該請求書の記載事項とを併せて会計帳簿と突合した。
- ③ 当該払込金受領証は振込明細書に該当し、会計責任者により支出の目的が追記されたため、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿とを突合した。

（解答）③

政治資金規正法上の領収書等には、支出の目的、金額及び年月日が記載されている必要があるが、質問の払込金受領証には、支出の目的が記載されていないことから、領収書等に該当しない。

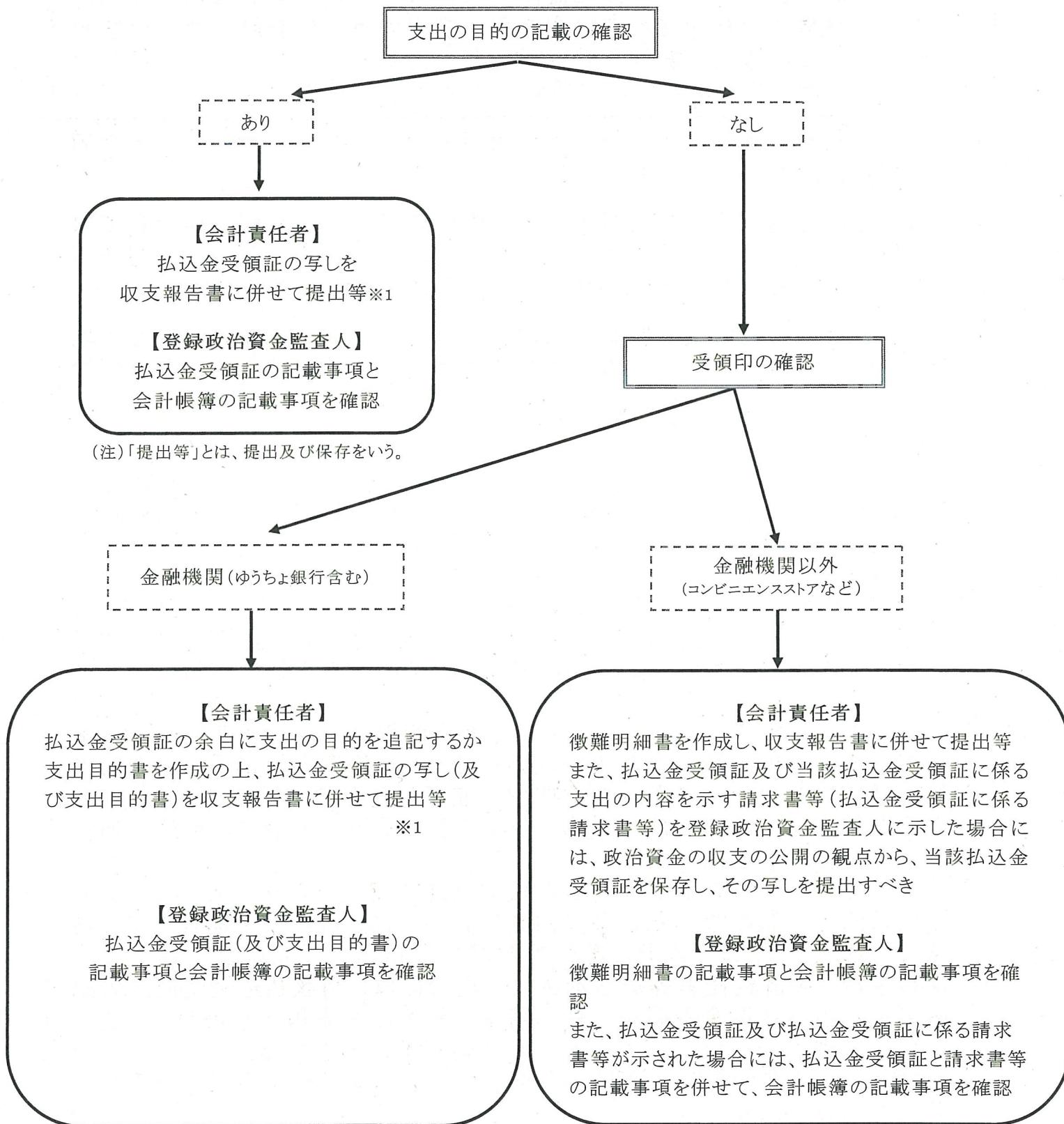
金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当し、この場合においては、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになる。

一方、コンビニエンスストア等の金融機関以外が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しないため、当該払込金受領証の余白に目的を追記等することはできない。

コンビニエンスストア等の金融機関以外で支払った場合において、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類が当該払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて、会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになる。

なお、払込金受領証の取扱いをまとめると、次ページのフローチャートのとおりとなる。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徵し難かった事情があると判断される場合には、法令上は微難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして微難明細書を作成することとなる。

問3 運送会社の代金引換で物品を購入した場合における会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出を受けた者」について、正しいものを選択してください。 (Q & A V-44)

- ① 物品を購入した相手方
- ② 運送会社
- ③ ①と②のどちらでもよい

(解答) ①

運送会社の代金引換やコンビニエンスストアの収納代行の場合、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出を受けた者」は、決済を仲介している運送会社やコンビニエンスストアではなく、支出に係る物品やサービスを購入した相手方を記載することとなる。

問4 「領収書等を徴し難い事情」として認められないものを選択してください。 (研修テキスト 64、65P)

- ① 物品の無償提供
- ② 自動販売機での購入
- ③ 領収書等の亡失

(解答) ③

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には、

- i) 香典・祝儀
- ii) 物品の無償提供等の金銭以外の支出
- iii) バス・電車等の交通機関の利用（ただし、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用や購入は除く。）や自動販売機での購入
- iv) 振込みの方法による支出（金融機関が作成した振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができるが、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記を含む。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様で作成・提出することは不要である。）
- v) 口座振替の利用（公共料金等の口座引落しの場合、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、当該口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当する。）といった場合が考えられる。

なお、領収書等の徴収漏れや亡失は、「領収書等を徴し難い事情」には該当しない。このため、会計責任者が当該領収書等の発行者に再発行を要請するなどし、それでもなお、必要記載事項が記載された領収書等を備えられない場合には、会計責任者に領収書等亡失等一覧表への記載を求めることになる。

問5 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費の取扱いについて、政治資金監査上、誤っているものを選択してください。（研修テキスト58、59、69、75P）

- ① 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在が確認できたので、政治資金監査報告書には特段の記載をしなかった。
- ② 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しなかつたところ、会計責任者に事情を聴取し、人件費が支出されたことを確認したので、政治資金監査報告書には特段の記載をしなかった。
- ③ 賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しなかつたので、会計責任者に事情を聴取し、人件費が支出されたことを確認した上で、政治資金監査報告書には、支出の状況を確認できない人件費として、件数と総額を記載した。

(解答) ②

政治資金監査上、人件費については、会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等の書面により、支出の状況を確認することとなる。

さらに、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めた上で、政治資金監査報告書の別記に「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」として、その件数と総額を記載することになる。

問6 1件当たりの金額が1万円を超える領収書等（いわゆる「高額領収書等」）の政治資金監査上の取扱いについて、誤っているものを選択してください。（研修テキスト54、55、69、75、76P）

- ① 高額領収書等のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、当該領収書等が当該政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者に求めた。
- ② 高額領収書等のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者へのヒアリング結果にかかわらず、政治資金監査報告書に、支出の日付、支出項目の区分の分類、金額及び領収書等のあて名に記載されていた名称を記載した。
- ③ あて名のない高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱ったが、今後、当該団体の正式名称を発行者に記載してもらうよう助言した。

（解答）②

法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていないが、高額領収書等のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める。

通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ない。

その上で、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類、金額及び領収書等のあて名に記載されていた名称を明らかにした上で、政治資金監査報告書の記載例（3）の（別記）（3）の例によることとなる。

あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の正式名称を発行者において記載してもらうよう助言することとなる。

**問7 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出の確認として、
政治資金監査上、適当でないものを選択してください。
(研修テキスト 53、56、57P)**

- ① 発行者情報や当該支出の内容を示す請求書等の書類があったとしても、記載不備のある領収書等であることに変わりはないので、会計責任者に領収書等亡失等一覧表への記載を求めた。
- ② 当該支出の内容を示す請求書等が領収書等を一体として保存され、会計責任者から示されたので、当該領収書等の記載事項と当該請求書の記載事項とを併せて、会計帳簿の記載事項と整合的であるか確認した。
- ③ 領収書等の発行者情報を含む記載事項と会計帳簿の記載事項とが整合的であるか確認した。

(解答) ①

支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一緒にして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する。

その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めることとなる。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

問8 政治資金監査の実施場所に係る取扱いについて、正しいものを選択してください。（研修テキスト79、80P Q&A VII-5、6）

- ① 政治資金監査を国会議員関係政治団体の主たる事務所と主たる事務所以外の場所で実施した場合、政治資金監査報告書には、主たる事務所以外の場所の住所と実施場所を記載する必要がある。
- ② 政治資金監査の対象となった国会議員関係政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖した場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当する。
- ③ 政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施するか否かは、国会議員関係政治団体の会計責任者が最終的に判断する。

(解答) ②

- ① 政治資金監査を国会議員関係政治団体の主たる事務所と主たる事務所以外の場所で実施した場合、国会議員関係政治団体の主たる事務所においても政治資金監査を実施しており、当該政治資金監査は、「国会議員関係政治団体の活動実態を踏まえて経常経費を確認すること」という原則を担保していることから、政治資金監査報告書の記載例のとおり記載すれば差し支えなく、主たる事務所以外の実施場所についてまで記載する必要はない。（Q&A VII-6）
- ② 政治資金監査を実施する時点において、政治資金監査の対象となった政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖したような状況にあり、主たる事務所であった場所で政治資金監査が実施できない場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するものとして差し支えない。（Q&A VII-5）
- ③ 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として、以下の場合が考えられる。（研修テキスト79、80P）
 - i) 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
 - ii) 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
 - iii) 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

問9 次のうち、政治資金規正法上の業務制限に該当しない者を選択してください。（研修テキスト 31～33P、Q & A II-7）

- ① 政治資金監査の対象年の途中まで会計責任者であった者
- ② 国會議員関係政治団体に入会し、会費を払っているだけの会員
- ③ 国會議員関係政治団体の会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者

(解答) ②

登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国會議員関係政治団体の政治資金監査を行なうことはできない（政治資金規正法第19条の13第5項、同法施行規則第17条）。

- i) 国會議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国會議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）
- ii) 国會議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者
- iii) 国會議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- iv) 2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国會議員に係る公職の候補者（現に国會議員の職にある者及び国會議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者
- v) 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国會議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者

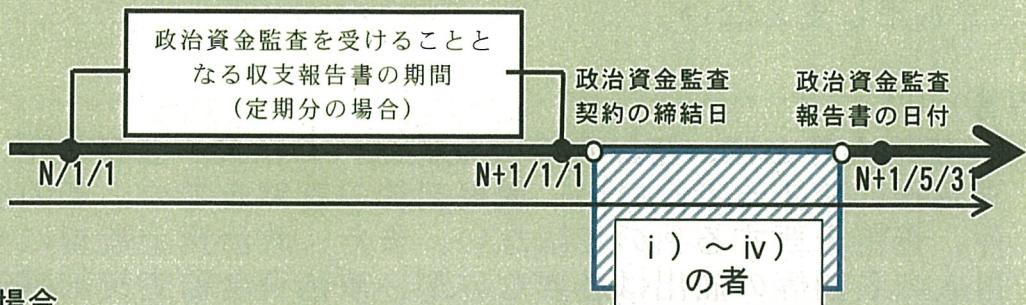
一方で、単にその国會議員関係政治団体に入会して会費等を支払っているだけの会員や配偶者以外の親族等が政治資金規正法上の業務制限に該当しない場合には、登録政治資金監査人として当該政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えない。

業務制限の対象範囲（イメージ）

i) から iv) の場合

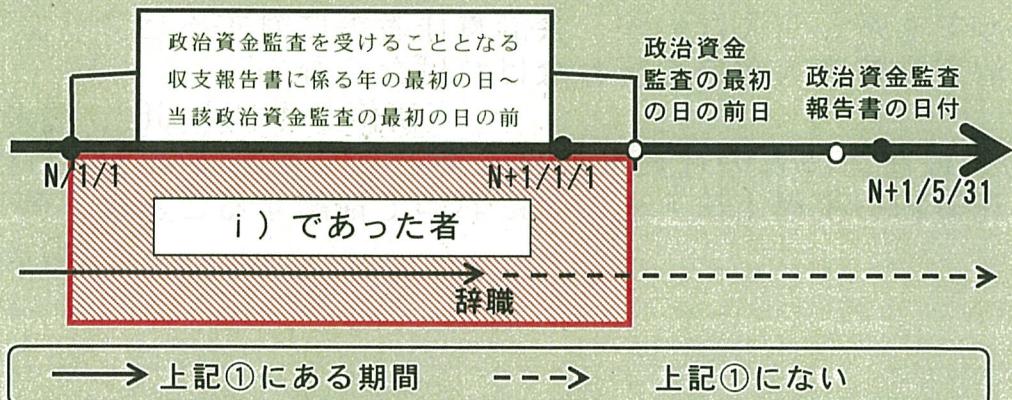
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の i) から iv) のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- i) 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ii) i) の配偶者
- iii) 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- iv) 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者



v) の場合

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記 i) であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



問 10 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）について、誤っているものを選択してください。
(研修テキスト 46、66P Q & A IV-12、13)

- ① 使用人等になるに当たって、特段の資格等は必要ない。
- ② 会計責任者へのヒアリングは、使用人等が行っても差し支えない。
- ③ 登録政治資金監査人が使用人等として、税理士法人の社員を使用しても差し支えない。

(解答) ②

- ① 使用人等とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に関する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。また、政治資金監査に当たって、使用人の名前等の届出は必要ないが、政治資金監査契約書等において、使用人等の氏名、地位、資格等を国会議員関係政治団体に明らかにしておくことが望ましい。
(研修テキスト 46P)
- ② 政治資金監査に当たっては、領収書等の窓合作業は、使用人等が行っても差し支えないが、会計責任者等に対するヒアリングは、登録政治資金監査人が自ら行わなければならない。
(研修テキスト 66P、Q & A IV-12)
- ③ 税理士法人の社員を使用人等として使用するという内容の業務委託契約を税理士法人との間において締結することは、差し支えない。
(Q & A IV-13)

問 11 年の途中で、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体となった場合の政治資金監査の対象となる支出の範囲について、誤っているものを選択してください。(研修テキスト 39、40P)

- ① 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間については、1件5万円以上の支出に係る領収書等を確認し、国会議員関係政治団体であった期間については、すべての支出に係る領収書等を確認した。
- ② 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間の1件5万円未満の支出は、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認した。
- ③ 政治資金監査の対象となる全期間を通じて、1件5万円以上の支出に係る領収書等を確認した。

(解答) ③

政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書や会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行う必要がある。政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下の表のとおり。

また、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すればよい。

- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴収義務がないため）
- ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあっては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあっては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）

なお、国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認できる。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

(2) 記述問題

問1 国会議員関係政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、当該事務職員が物品を購入しました。この場合における会計帳簿や収支報告書の記載について、どのような点に留意すればよいですか。 (Q & A V-45)

(解答)

国会議員関係政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替え払いでの物品を購入し、その後、国会議員関係政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、これらのいずれも当該政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられる。

したがって、会計帳簿や収支報告書には、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手先を記載し、支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなる。

問2 国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人に対して政治資金監査報酬を支払う場合、当該政治団体は、当該報酬について所得税を源泉徴収する必要がありますか。

源泉徴収する必要がある場合、当該所得税について、会計帳簿や収支報告書には、どのように記載すべきですか。 (Q & A IV-19, V-47)

(解答)

政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、国会議員関係政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収しなければならない。 (Q & A IV-19)

この場合、国に納付すべき所得税については、各国会議員関係政治団体の判断により、以下の方法等により、当該政治団体の実態に即した形で会計帳簿や収支報告書に記載することになる。

- i) 政治資金監査報酬の支給日に、所得税を控除した実支給額を政治資金監査を行った登録政治資金監査人に支出した旨を記載し、国への納付日に、所得税を支出した旨を記載する。
- ii) 政治資金監査報酬の支給日に、所得税を含めた総支給額を政治資金監査を行った登録政治資金監査人に支出した旨を記載する。

(Q & A V-47)

問3 労務や事務所の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。
(国会議員関係政治団体の収支報告の手引 133~135P)

(解答)

政治資金規正法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と規定されており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じることから、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」に該当する。

会計帳簿や収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載した上で、備考欄に「無償提供」と記載するとともに、同額を支出にも計上する必要がある。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費（様式（その15））」とし、「支出の目的」欄には、「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載した上で、金額欄に収入と同額を記載する。また、当該支出については、領収書等を徴収することができないと考えられるため、「徴難明細書の領収書等を徴し難かった事情」欄には「無償提供のため」と記載することとなる。

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
2の1 寄附 (1)個人からの寄付	C山花子	100,000	平成29年8月10日	事務所の無償提供
	合計	100,000		
	収入の総額	100,000		

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	金銭以外のものによる 寄附相当分	100,000	平成29年8月10日	C山花子 ←	
	合計	100,000			
支出の総額		100,000			

問 4 国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきですか。 (Q & A V-10)

(解答)

政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられる。

したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきである。

なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えられる。

(3) 事例演習①

問 政治資金監査において、登録政治資金監査人が実際に保存を確認した書類が、

- ①会計帳簿
- ②領収書等
- ③会計責任者によって支出の目的が追記された振込明細書の写し

の3種類であった場合について、以下の政治資金監査報告書（抜粋）の「1監査の概要（1）、（3）」と「2監査の結果（1）、（3）、（4）」の内容を正しく記載してください。

なお、政治資金監査の対象となった事項について、すべて確認できたものとします。

「1監査の概要（1）、（3）」は、書類の有無を含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、記載例どおりすべての書類を記載する。

※ （1）と（3）は、同じ書類を記載する。

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○の平成○○年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）（略）

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）（略）

「2 監査の結果（1）、（3）」は、政治資金監査において保存を確認した書類のみを記載するため、「明細書」と「領収書等を徵し難かった支出の明細書」は削除する。

- ※ 会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合や、振込明細書に支出の目的が追記されている場合は、当該振込明細書の写しが支出の目的を記載した書面（振込明細書に係る支出目的書）となる（政治資金規正法施行規則第9条第2項第2号）。
- ※ （1）と（3）は、同じ書類を記載する。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- （1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- （2）（略）
- （3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- （4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

（略）

「2 監査の結果（4）」では、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」のうち、存在する書類のみを記載するため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」は削除する。

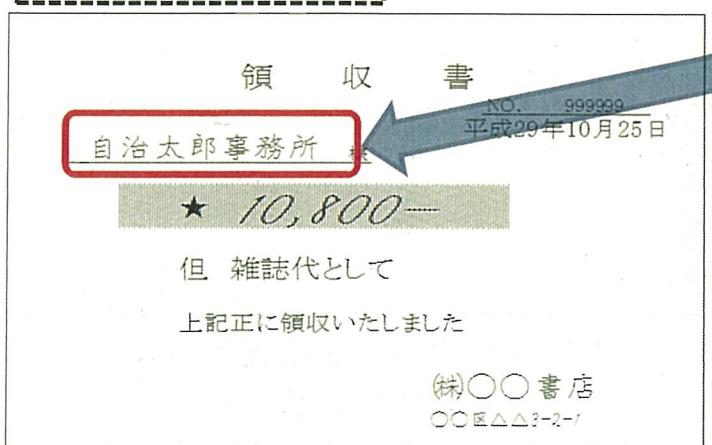
- ※ 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」のいずれの書類も作成する必要がなかった場合には、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。
- ※ （1）と（3）と（4）で、矛盾した記載とならないように注意。

(3) 事例演習②

問 次の書類について記載不備等があれば指摘してください。

- 領収書等について、年月日順に分類・整理して編纂するよう助言。
〔政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えない。〕

領収書①（雑誌代）



領収書②（封筒代）

指摘事項なし

領収書③（ノート代）

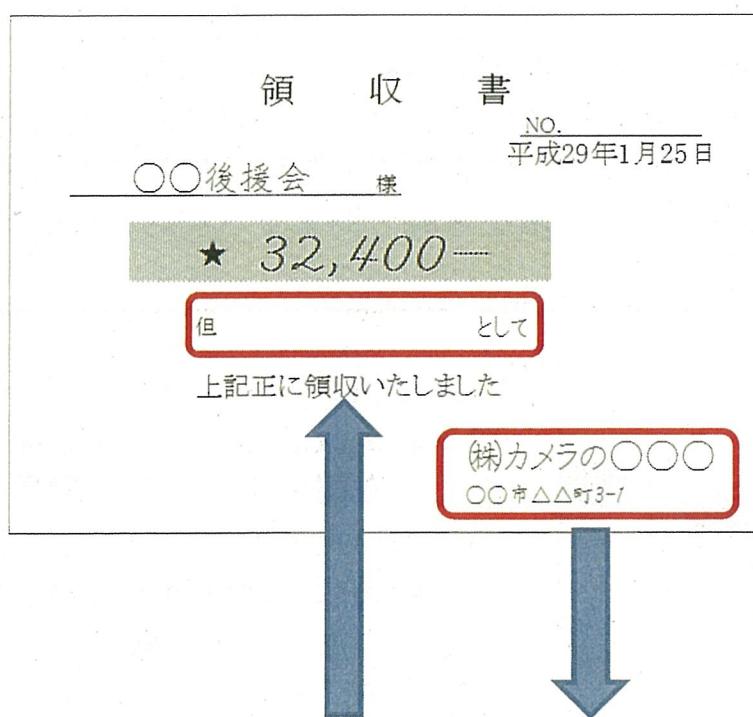


- 高額領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、左記のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができる。

- 高額領収書等のあて名に当該国会議員政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者に求めること。

- 「西暦」で記載された年月日については、政治資金監査の対象年であるかを間違えやすいので、十分な確認が必要。

領収書④(支出の目的の記載なし)



- 領収書等に支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、政治資金監査上は、以下のいずれかの方法により対応する（②・③は、いわゆる「併せ技」→研修テキスト56~57P 参照）。
- ① 領収書等の発行者に再発行を依頼する又は発行者に支出の目的を追記してもらう
 - ② 領収書等の発行者情報（株）カメラの○○○）を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかを確認する
 - ③ 当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一緒に保存され、会計責任者から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する

振込明細書(パソコン代・振込手数料)

△△銀行自動サービス ご利用明細			
取引番号	取引店	取扱日	振込指定日
*****	*****	29.6.24(土)	29.6.26(月)
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	
		取引金額	
		¥49,800	
手数料	残高		
¥108	*****		
ご案内			
△△銀行□□支店 当座 123456 カ)カメラノマルマル様 マルマルコウエンカイ 様から			
△△銀行			

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン代
政治団体の名称 ○○後援会	

○ 指定日振込（先日付）で振り込んだ場合や金融機関の休業日に振り込んだ場合は、振込の予定日が記載された書面が発行されるが、この時点では実際の現金の動きはないことから、当該書面は政治資金規正法上の振込明細書には該当しない。

この場合、一般的に領収書等を徴し難い事情に該当すると考えられることから、会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（徴難明細書）を作成することになる。

徴難明細書

領収書等を徴し難かった支出の明細書				
支出の目的	金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情	
項目	摘要			
備品・消耗品費	パソコン代	49,800	平成29年6月26日	指定日振込のため、振込明細書が発行されないため
備品・消耗品費	振込手数料	108	平成29年6月26日	指定日振込のため、振込明細書が発行されないため

政治団体の名称
会計責任者の氏名

○○後援会
自治 △子印

会計帳簿

- 会計帳簿に必要記載事項（支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的、金額、年月日）の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘する。
→ 記載不備を指摘したにもかかわらず補正されない場合には、政治資金監査報告書の記載例（2）の「2 監査の結果（2）」に、当該記載不備の項目を具体的に記載する。

実際に支出があった日
(平成 29 年 6 月 26 日) を記載

住所の記載不備
正) ○○市◇◇ 3-5-6

支 出 の 目 的		金 额	年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(3) 備品・消耗品費					
	ノート代	525	平成29年1月6日	□□ストア	
	デジタルカメラ代	32,400	平成29年1月25日	(株)カメラの○○○	○○市△△町3-1
	事務用作業着代	19,800	平成29年3月5日	※※衣料店	□□区※※6-5-1
	パソコン代	49,800	平成29年6月24日	(株)カメラの○○○	○○市△△町3-1
	振込手数料	108	平成29年6月24日	△△銀行□□支店	△△区1-2-3
	封筒代	16,520	平成29年10月16日	文具の○田屋(株)	○○市○○3-1
	雑誌代	10,800	平成29年10月25日	(株)○○書店	○○区△△3-2-1
	合計	129,953			
	総計	129,953			

- 振込手数料は振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は、事務所費に一括計上することも可能。

封筒代の金額の転記誤り
正) 16,250 円 誤) 16,520 円
「合計」、「総計」の修正
正) 129,683 円 誤) 129,953 円

- 領収書等が亡失等により存在せず、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者が当該領収書等の発行者に再発行を要請するなどし、それでもなお、必要記載事項が記載された領収書等を備えられない場合には、会計責任者に「領収書等亡失等一覧表」への記載を求めることになる。

収支報告書

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 領	備 考
1 経 常 経 費		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	129, 593	
(4) 事 務 所 費		
小 計	129, 593	0
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	0	0
合 計	129, 593	

↓

・表間不整合（様式13と14の金額の不一致）

正) 129, 683円 誤) 129, 593円 (様式13)、129, 953円 (様式14)

・様式13の「小計」、「合計」の修正

正) 129, 683円 誤) 129, 593円

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
デジタルカメラ代	32, 400	平成29年1月25日	(株)カメラの○○○	○○市△△町3-1	
事務用作業着代	19, 800	平成29年3月5日	※※衣料店	□□区※※6-5-1	
パソコン代	49, 800	平成29年6月24日	(株)カメラの○○○	○○市△△町3-1	
封筒代	16, 520	平成29年10月16日	文具の○田屋(株)	○○市○○3-1	
雑誌代	10, 800	平成29年10月25日	(株)○○書店	○○区△△3-2-1	
この頁の小計	129, 320				
その他の支出	633				
合 計	129, 953				

実際に支出があった日 (H29. 6. 26) を記載

金額の転記誤り 正) 16, 250円 誤) 16, 520円

「この頁の小計」の修正

正) 129, 050円 誤) 129, 320円

「合計」の修正

正) 129, 683円 誤) 129, 953円

政治資金監査報告書

平成30年5月16日

○○後援会

代表 自治太郎 殿

登録政治資金監査人 監査 三郎 印

登録番号 第XXXX号

研修修了年月日 平成22年2月X日

政治団体名の記載不備

定期分→法第12条 解散分→法第17条

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○後援会の平成29年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自治太郎に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を効率的に実施するため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で政治資金監査を行うことが適當であると私が判断したため、○○後援会の従たる事務所（東京都千代田区1-2-3）において行った。

国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにするとともに、政治資金監査の実施場所については住所を併記する。

記載不備の指摘を受けて補正された場合は、記載不要。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記) を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみを記載する。

別添の「領収書等亡失等一覧表」

3 業務制限

○○後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従

領収書等亡失等一覧表は、会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徵収漏れ又は亡失により、領収書等又は振込明細書がなく、徵難明細書にも記載されていない支出を会計責任者が記載（当該一覧表に記載された支出については、会計責任者に対するヒアリングにおいて、確かに当該経費が支出されたとの回答を得ても、削除しない。）。

この場合、政治資金監査報告書は、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の（別記）（1）の例によること。

（別添）

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考	
項目	摘要				
1 経常経費 (3)備品・消耗品費	事務用作業着代	19,800	平成29年3月5日	※※衣料店	□□区※※6-5-1

5 資料

(1) 政治資金監査チェックリスト、政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査チェックリスト

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書等を徵し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徵し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
11	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一緒にとして保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 15		<input type="checkbox"/>
14	【人件費】 領収書等(当該領収書等に係る請求書等と一緒にして確認する場合を含む。)又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項(支出を受けた者の氏名及び住所(収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。)並びに当該支出の目的、金額及び年月日)が記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの 	<input type="checkbox"/> ↓ 32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
16	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

21	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				
24	【領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徵し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徵し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	【領収書等を徵し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徵し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	【領収書等を徵し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会計責任者等に対するヒアリング				
30	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
31	【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	【領収書等の徴収漏れ又は亡失】 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国會議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国會議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	【領収書等を徵し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国會議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国會議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
38	<p>【公職選挙法に抵触する支出】</p> <p>花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項目	確認	該当なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
4	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	<input type="checkbox"/>	/
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
1 監査の概要			
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【(1) 政治資金監査対象書類】 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
10	<p>【(3) 登録政治資金監査人の責任】 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
11	<p>【(4) 政治資金監査の実施場所】 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
12	<p>【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
13	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
14	<p>【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
13	【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	/
14	【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
15	【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3 業務制限			
16	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

番号	項目	確認	該当なし
2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
13	【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
14	【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
15	【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徵収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	確認	該当なし
3 業務制限			
18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
13	【(3) 収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
14	【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

(2) 会計帳簿・収支報告書作成ソフトの紹介

政治団体の会計責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿及び運用簿）を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出を記載しなければならないとされています（政治資金規正法第9条第1項）。

総務省では、日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書を作成できる会計帳簿・収支報告書作成ソフトをホームページ上で提供しています。

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの金額の小計・合計の自動計算機能や収支報告書の自動作成機能などを利用することにより、単純な計算誤りや転記ミスを防ぐことができます。

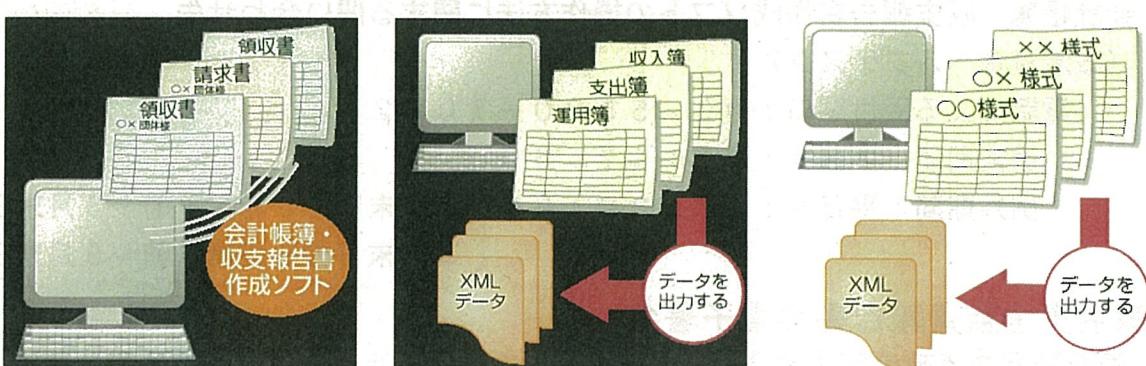
① 会計帳簿作成ソフト

会計帳簿作成ソフトは、会計帳簿・収支報告書作成ソフトのメインとなるソフトです。

会計帳簿作成ソフトでは、会計帳簿（収入簿、支出簿、及び運用簿）に日々の収入、支出、金銭などの運用に関するデータなどを入力することにより、通年の会計管理をすることができます。また、収支報告書作成ソフトと連携し、1年間の会計帳簿データをもとに収支報告書を自動作成することもできます。

② 収支報告書作成ソフト

収支報告書作成ソフトは会計帳簿・収支報告書作成ソフトに付属するソフトです。収支報告書の自動作成を実行すると会計帳簿作成ソフトから収支報告書作成ソフトが自動的に起動され、収支報告書が作成された状態になり、収支報告書作成ソフトの機能を利用できるようになります。



なお、会計帳簿・収支報告書作成ソフトにより作成した収支報告書の提出は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムにより、インターネットを利用して行うことも可能です。

- 会計帳簿・収支報告書作成ソフトダウンロードページ
<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/Main?vc=GK020101>

政治資金関係申請・届出オンラインシステム



ダウンロード

利用者申請書（ID・パスワード方式用）
政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用申請書をダウンロードしてください。（申請書による手続き（ID・パスワード方式）のみ）
詳しくは[こちらをクリック](#)

新規利用者登録申請書のダウンロードは[こちら](#)

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを新規に利用される方はこちらから利用者登録申込書をダウンロードしてください。

ソフトウェア
収支報告書を作成するソフトウェア
会計帳簿・収支報告書作成ソフトとは？
日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。
また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡素化できます。
補助簿機能など「会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色」については[こちらをクリック](#)

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの操作マニュアルは、こちらよりダウンロードしてください。

会計帳簿・収支報告書作成ソフト
[ダウンロード](#)

収支報告書作成ソフト（単独使用）
[ダウンロード](#)

<操作マニュアル>
<データ入力早わかりガイド>
<利用フロー>

<操作マニュアル>
<利用フロー>

※会計帳簿・収支報告書作成ソフトのWindows10対応版は[こちらをクリック](#)
※収支報告書作成ソフト（単独使用）のWindows10対応版は[こちらをクリック](#)

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの操作方法に関する問い合わせ先

(政治資金ヘルプデスク)

電話による受付窓口：03-5500-7022

通常期間：平日 9:00～17:00

例外期間：平日 9:00～20:00 3月末日の5営業日前～3月末日
5月末日の5営業日前～5月末日

(政治資金監査報告書の電子署名)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書及び政治資金監査報告書の電子申請による提出に努めるよう定められています（政治資金規正法第19条の15）。

登録政治資金監査人は、国会議員関係政治団体から政治資金監査報告書の電子データによる作成の依頼があった場合は、政治資金監査報告書に電子署名を付与し、メール等で送ることが可能となっています。

○ 会計帳簿・収支報告書作成ソフトの画面イメージ (会計帳簿)

(收支報告書)

[メニューに戻る](#)

その14

3. 東山項目別会員の内訳

(I) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	400,000	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
(2) 光熱水費	0	0
(3) 備品・消耗品費	169,499	0
(4) 事務所費	36,000	0
小計	605,499	0
2 政治活動費		
(1) 納入活動費	0	0
(2) 選挙関係費	0	0
(3) 被選挙候補の施行その他の事業費	0	0
ア 読聞紙誌の発行事業費	0	0
イ 宣伝事業費	0	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0
エ その他の事業費	0	0
(4) 調査研究費	0	0
(5) 寄附・交付金	0	0
(6) その他の経費	0	0
小計	0	0
合計	605,499	

(3) 支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロツカーラ、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>(ア) 機関紙誌の発行業務費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、贊助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

Q & A (政治団体から疑義が寄せられたもの)

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。

○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質問	回答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費などの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合どのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事实上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいづれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費などの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事实上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいづれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費などの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいづれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料などの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいづれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費などの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
~		
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

(4) 収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びE T C カードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徵し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考える。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費 (3)機関紙誌の 発行その他の 事業費	打ち合わせ食事代	50,000	H21.1.20	○○店	クレジットカードによる支払 H21.3.10 ○○カード
	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21.1.25	○○ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 ○○カード
	合計	80,000			

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、
その分を支出に計上して下さい。
- ② その後、電子マネーを利用した場合には、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなります。この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡便に会計

帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

「Suica」などについては、次のQ3をご覧下さい。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ	10,000	H〇. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社	
	合計	10,000			
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	H〇. 1. 20	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	H〇. 1. 30	〇〇(コンビニ)	電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券	500	H〇. 2. 10	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	(略) 合計	10,000			会計帳簿作成ソフトの 「収入・支出同額計上 ボタン」をクリック
支 出 の 総 額		20,000			

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものに よる支出相当分	300	H〇. 1. 20	
	金銭以外のものに よる支出相当分	200	H〇. 1. 30	
	金銭以外のものに よる支出相当分	500	H〇. 2. 10	
	(略) 合計	10,000		
收 入 の 総 額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

自動的に太字部分を挿入

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H〇. 1. 10	東日本旅客鉄道 株式会社	
	合計	10,000			
支 出 の 総 額					10,000

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、物品を購入した時点で、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

② その後、カード会社に支払った時点で、

その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなります、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡単に会計帳簿を作成することができます。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成

した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

なお、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧下さい。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた 者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H〇. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H〇. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる購入
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	H〇. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支 出 の 総 額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に太字部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	H〇. 1. 20	
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	H〇. 1. 25	
	合計	80,000		
收 入 の 総 額		80,000		
差し引き		80,000		80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

項目	支出の目的 摘要	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
				受 け た 者 の 氏 名	
2 政治活動費 (6) その他の経費	ETCカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H○. 3. 10	○○カード	

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（※参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

※ 平成21年4月14日開催 平成21年度第1回委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」

(5) 政治資金監查報告書記載例一覽表

	(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できなかった場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない 支出がある場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

(1) 政治資金監査の対象となつた事項について すべてで確認できた場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と会議録等が存在しない場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合
2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の1 第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び等を微し難かつた支出の目的書が保存されていた。	2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の1 第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び等を微し難かつた支出の目的書が保存されていた。	2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の1 第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び等を微し難かつた支出の目的書が保存されていた。	2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の1 第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び等を微し難かつた支出の目的書が保存されていた。
監査の結果 (2) 法第19条の1 第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ当該国会議員が当該会計帳簿を備えていた。	監査の結果 (2) 法第19条の1 第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ当該国会議員が当該会計帳簿を備えていた。	監査の結果 (2) 法第19条の1 第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ当該国会議員が当該会計帳簿を備えていた。	監査の結果 (2) 法第19条の1 第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ当該国会議員が当該会計帳簿を備えていた。
監査の結果 (3) 法第19条の1 第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する事項告白書等を微し難かつた支出の目的書に基づいて支出の状況が表示された。	監査の結果 (3) 法第19条の1 第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する事項告白書等を微し難かつた支出の目的書に基づいて支出の状況が表示された。	監査の結果 (3) 法第19条の1 第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する事項告白書等を微し難かつた支出の目的書に基づいて支出の状況が表示された。	監査の結果 (3) 法第19条の1 第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する事項告白書等を微し難かつた支出の目的書に基づいて支出の状況が表示された。
監査の結果 (4) 法第19条の1 第2項第4号に規定する事項について、会計帳簿と会議録等を微し難かつた支出の目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。	監査の結果 (4) 法第19条の1 第2項第4号に規定する事項について、会計帳簿と会議録等を微し難かつた支出の目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。	監査の結果 (4) 法第19条の1 第2項第4号に規定する事項について、会計帳簿と会議録等を微し難かつた支出の目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。	監査の結果 (4) 法第19条の1 第2項第4号に規定する事項について、会計帳簿と会議録等を微し難かつた支出の目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
○政治資金監査の結果、何ら問題がなく指摘事項が受けた者の氏名、住所、当該不備が訂正された場合	○会計帳簿の記載事項(支出の目的、金額、年月日)に記載不備が受けた者の氏名、住所、当該不備が訂正された場合	○領収書等の微取扱い又は亡失等による支出しの状況が確認できぬ場合	○収支報告書に支出が計上されていない場合
注意点 (1) (の保存書類)については、政治資金監査に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。法の規定上、保存又は作成する必要がなかつた書類は記載する。	注意点 (2) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」	注意点 (1) (の保存書類)については、政治資金監査に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。法の規定上、保存又は作成する必要がなかつた書類は記載する。	注意点 (2) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」
注意点 (3) の収支報告書の支出しの基礎となる書類について、政治資金監査に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載する。なお、(1)で保存されていることを確認した書類と一致する。	注意点 (4) については、領収書等を微し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出しのうち、存在した書類を記載するものであり、法の規定上、作成する必要がなかつた書類は記載しない。また、いずれの書類も作成する必要がなかつた旨を記載する。	注意点 (3) の収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類と一致する。	注意点 (4) については、領収書等を微し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出しのうち、存在した書類を記載するものであり、法の規定上、作成する必要がなかつた旨を記載する。
注意点 (5) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」	注意点 (6) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」	注意点 (5) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」	注意点 (6) は、会計帳簿に国会議員関係政治団体に係るその年ににおける保存が必要がなかつた書類は記載しない。例示：住所に記載不備があつた場合に見られたもの」

(1) 政治資金監査の対象となつた事項について すべて確認できた場合	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない 支出がある場合	(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合
共通③ （業務制限） 注意点	3 業務制限 ○○○○（国会議員関係政治団体名）と私の間には、法第19条の13第5項 の規定に違反する事実はない。 また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した 使用人その他の従業者との間においても、同様である。	・○○○○には、政治資金監査を実施した国会議員関係政治団体の正式名称を記載する。 ・登録政治資金監査人が政治資金規正法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載する。 ・また、使用人等を使用した場合には、「また」以降を記載する。 ・登録政治資金監査人が使用人等を使用した場合には、「まだ」以降は記載しない。	

(6) 平成28年分政治資金収支報告の概要

① 収支報告書の提出状況 総務大臣届出分 + 都道府県選管届出分

区分		届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政 党 等	政 党	平成28年	8,655	8,474
		平成27年	8,739	8,496
	政 党 本 部	平成28年	9	100.0
		平成27年	13	100.0
	政 党 支 部	平成28年	8,646	8,465
		平成27年	8,726	8,483
	うち 国会議員 関係 政治団体	平成28年	1,069	1,056
		平成27年	1,065	1,041
	政治資金団体	平成28年	2	100.0
		平成27年	2	100.0
	小 計	平成28年	8,657	8,476
		平成27年	8,741	8,498
その他の政治団体	うち 国会議員 関係 政治団体	平成28年	52,626	49,120
		平成27年	55,556	51,316
	うち 国会議員 関係 政治団体	平成28年	2,008	1,942
		平成27年	2,011	1,928
	合 計	平成28年	61,283	57,596
		平成27年	64,297	59,814
	うち 国会議員 関係 政治団体	平成28年	3,077	2,998
		平成27年	3,076	2,969

(注) 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

② 国会議員関係政治団体の収支の概況

【収入】提出団体に係る収入総額 662億円

1 提出団体あたりの収入額 約2,209万円

【支出】提出団体に係る支出総額 439億円

1 提出団体あたりの支出額 約1,465万円

(7) 政治資金適正化委員会ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.htm)

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 English
◎サイト内 ○関連サイト
Google カンタン検索

登録政治資金監査人への個別の指導・助言の対象とした事例等

政治資金監査に役立つチェックリストやQ & Aなど

政治資金監査に係る最新情報はこちら

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

登録政治資金監査人の登録内容に変更等がある場合はこちら

設置根拠 政治資金規正法第19条の29

所掌事務 政治資金規正法第19条の30

委員

1. 人数：5人（政治資金規正法第19条の31）
2. 選任：学識経験のある者の中から、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命（政治資金規正法第19条の32）
3. 任期：3年（政治資金規正法第19条の33）
4. 委員長：委員の互選
5. 委員名簿

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び
「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、
こちらからも入れます。

事務局 政治資金適正化委員会事務局（政治資金規正法第19条の36）

なるほど！政治資金は
こちらをクリック

国会議員関係政治団体の
収支報告の手引き
こちらをクリック

総務大臣届出分の
政治資金収支報告書は
こちらをクリック

現職国会議員の
国会議員関係政治団体名簿は
こちらをクリック

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。